

7.3.3.4.1.2 カルミン酸法

a) **試験溶液の調製** 試料約 1 g を石英ガラス製又は無ほう酸ガラス製の 200 ～ 500 mL の共通すり合わせトラップ球付き丸底フラスコに正確に量り採り、過酸化水素水 15 mL、硫酸 2 mL 及びりん酸 2 mL を添加する。次に、これを砂浴上で徐々に加熱し、内容物を分解し、内容物が黒色になったところで過酸化水素水 5 mL を追加する。この操作を繰り返し、試料が完全に分解して内容物が透明になり、硫酸白煙が発生するまで濃縮した後、放冷する。その後、丸底フラスコの中の内容物を 200 mL の全量フラスコに移し入れ、水で定容としたものを試験溶液とする。

b) 試薬の調製

1) **カルミン酸溶液** カルミン酸 25 mg を硫酸に溶解して 100 mL にしたもの

2) **硫酸第 1 鉄溶液** 硫酸第 1 鉄（硫酸鉄（Ⅱ）七水和物）5 g を 0.5 mol/L 硫酸 100 mL に溶解したもの

3) **ほう酸標準溶液** 硫酸デシケーターの中で 5 時間乾燥したほう酸約 0.25 g を正確に量り採り、水に溶解して 100 mL の全量フラスコで定容としたものをほう酸標準原液とし、使用時にこの原液を水で 50 倍に希釈したもの

c) **検量線の作成** ほう酸標準溶液 0 ～ 2 mL を、段階的に 25 mL の全量フラスコに正確に量り採り、それぞれの全量が 2 mL になるよう水を加えた後、d) の定量方法と同様に操作してほう酸の濃度と吸光度との関係線を作成し、検量線とする。

d) **定量方法** 試験溶液 2 mL を 25 mL の全量フラスコに正確に量り採り、塩酸 3 滴、硫酸第 1 鉄溶液 3 滴及び硫酸 10 mL を加えて混合し、全量フラスコに共栓を付して水冷した後、カルミン酸溶液 10 mL を加えて混合する。次に、これを再び水冷し、硫酸で定容とし、45 分間室温で放置して、試験溶液とする。試験溶液の一部を吸収セルに移し、空試験溶液を対照液として波長 600 nm における吸光度を測定し、あらかじめ作成した検量線からほう酸の量を求める。試験溶液の吸光度が検量線の範囲を超える場合には、硫酸で一定量に希釈し、検量線の範囲内に入るように調整して測定する。

e) **薬剤含有量の計算方法** d) によって求めた値から式(13)によって薬剤含有量を算出する。

$$R_{BN} = P_{BN} \times 100 \times M_{BN} \cdots \cdots (13)$$

ここに、 R_{BN2} : 薬剤含有量 (mg)

P_{BN2} : 検量線から求めた試験溶液中のほう酸の量 (mg)

M_{BN2} : 試験溶液の希釈倍数

7.3.3.4.1.3 プラズマ発光分光法（以下、ICP 発光分光法という。）

a) **試験溶液の調製** 7.3.3.4.1.2a) によって分解濃縮した内容物を 100 mL の全量フラスコに移し、内部標準として原子吸光分析用イットリウム標準原液（1 g/L）1 mL を加えた後、水で定容としたものを試験溶液とする。

b) **試薬の調整** 7.3.3.4.1.2b) に同じ。

c) **検量線の作成** 原子吸光分析用ほう素標準原液 1 mL を 100 mL の全量フラスコに正確に量り採ったものと、これとは別に 100 mL の全量フラスコを用意し、それぞれに原子吸光分析用イットリウム標準原液（1 g/L）1 mL を正確に加えた後、水で定容とし、ほう素とイットリウムとの発光強度比から関係線を作成し、検量線とする。

d) **定量方法** ICP 発光分光分析装置によって、試験溶液の発光強度を表 5 の各成分ごとの測定波長によって測定し、あらかじめ作成した検量線からほう素の量を求める。試験溶液の吸光度が検量

線の範囲を超える場合には、検量線の範囲内に入るように試験溶液を調整して測定する。

表 5－分析成分ごとの波長

単位 nm	
成分	測定波長
ほう素	249.773
イットリウム	371.030

e) 薬剤含有量の計算方法 d)によって求めた値から式(14)によって薬剤含有量を算出する。

$$R_{BN3} = P_{BN3} \times 5.718 \times 100 \times M_{BN3} \cdots \cdots (14)$$

- ここに、
 R_{BN3} : 薬剤含有量 (mg)
 P_{BN3} : 検量線から求めた試験溶液中のほう酸の量 (mg)
 M_{BN3} : 試験溶液の希釈倍数

7.3.3.4.2 DDAC

7.3.3.1 に同じ

7.3.3.5 第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系木材保存剤で処理されたもの

7.3.3.5.1 N, N-ジデシル-N-メチル-ポリオキシエチルアンモニウムプロピオネート（以下、DMPAP という。）

7.3.3.5.1.1 HPLC 法

a) 試験溶液の調製 試料約 1 g を共栓付き三角フラスコ等のエタノールに対する耐性を有する密栓可能な容器に正確に量り採り、ギ酸-エタノール混液 20 mL を加えて栓をし、30 分ごとによく振り混ぜながら超音波による抽出工程（水温は、約 30 ～ 40 °C とする。）を 3 時間行う。放冷した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約 20 mL のエタノールで洗浄する。ろ液を 50 mL の全量フラスコに移し、エタノールで定容とし、これを試験溶液とする。

b) 試薬の調製

- 1) DMPAP 標準溶液 DMPAP 標準品（純度 70 %以上で既知のもの）約 1.4 g を正確に量り採り、エタノールに溶解して 100 mL の全量フラスコで定容としたもの
2) ギ酸-エタノール混液 ギ酸 5 : エタノール 95 (V/V) の割合で調製したもの
3) 酢酸緩衝溶液 酢酸 20 mL 及び塩化ベンゼトニウム 0.75 g をメタノール 5 : 水 1 (V/V) の割合で調製したもので溶解して 1 000 mL にしたもの

c) 検量線の作成 DMPAP 標準溶液を段階的に 50 ～ 1 000 µg/mL になるようエタノール（ギ酸で pH 5.0 に調整したもの）で調整し、HPLC 専用フィルタ（孔径 0.45 µm のもの。以下同じ。）でろ過したものを HPLC で測定し、検量線を作成する。

d) 定量方法 試験溶液を HPLC 専用フィルタでろ過し、表 6 に掲げる条件を標準として HPLC で測定して作成した検量線から DMPAP の量を求める。なお、本分析法では DMPAP のピークがマイナスピークとして記録されるため、適当な方法を用いてピークの反転処理を行い分析する。

表 6－DMPAP の定量の HPLC の条件

項目	HPLC の条件
カラム	SCX カラム (I.D : 4.6 mm, L : 125 mm 又は 150 mm)
移動相	酢酸緩衝溶液
移動相流速	2.5 mL/min

カラム温度	40 °C
測定波長	262 nm (UV 検出器) (マイナスピーク)
注入量	10 µL

e) **薬剤含有量の計算方法** d)によって求めた値から式(15)によって薬剤含有量を算出する。

$$R_{DP} = P_{DP} \times 50 \cdots \cdots (15)$$

ここに、 R_{DP} : 薬剤含有量 (mg)

P_{DP} : 検量線から求めた DMPAP の濃度 (mg/mL)

7.3.3.5.1.2 分光光度法

7.3.3.1 に同じ。ただし、「DDAC」とあるのは「DMPAP」と読み替える。

7.3.3.5.2 4-エトキシフェニル[3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル)プロピル]ジメチルシラン（以下、シラフルオフエンという。）

a) **試験溶液の調製** 試料約 5 g を共栓付き 200 mL の三角フラスコに正確に量り採り、アセトニトリル 50 ～ 70 mL 及びギ酸 3 mL を加えて 1 時間振とうしながら抽出する。その後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約 30 mL のアセトニトリルで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレータに装着して 45 °C の湯浴上で減圧しながら、おおむね 0.5 mL になるまで濃縮する。これを少量のアセトニトリルで溶解した後、25 mL の全量フラスコに移し、アセトニトリルで定容としたものを試験溶液とする。

b) **シラフルオフエン標準溶液の調製** シラフルオフエン標準品（純度 95 % 以上で既知のもの）約 0.01 g を正確に量り採り、アセトニトリルに溶解して 100 mL の全量フラスコで定容としたもの

c) **検量線の作成** シラフルオフエン標準溶液を段階的に 10 ～ 50 µg/mL になるよう調整し、HPLC 専用フィルタでろ過したものを HPLC で測定し、検量線を作成する。

d) **定量方法** 試験溶液を HPLC 専用フィルタでろ過し、表 7 に掲げる条件を標準として HPLC で測定して作成した検量線からシラフルオフエンの量を求める。

表 7－シラフルオフエンの定量の HPLC の条件

項目	HPLC の条件
カラム	ODS 系カラム (I.D : 4.6 mm, L : 150 mm)
移動相	アセトニトリル : メタノール : 水 = 65 : 15 : 20 (V/V/V)
移動相流速	2.0 mL/min
カラム温度	40 °C
測定波長	230 nm (UV 検出器)
注入量	5 µL

e) **薬剤含有量の計算方法** d)によって求めた値から式(16)によって薬剤含有量を算出する。

$$R_{SV} = P_{SV} \times 25 \cdots \cdots (16)$$

ここに、 R_{SV} : 薬剤含有量 (mg)

P_{SV} : 検量線から求めたシラフルオフエンの量 (mg)

7.3.3.6 アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系木材保存剤で処理されたもの

7.3.3.6.1 テブコナゾール

7.3.3.3.2.1 に同じ。ただし、「シプロコナゾール」とあるのは「テブコナゾール」と、7.3.3.3.2.1b)1)

の「約 0.05」とあるのは「約 25mg」と、7.3.3.3.2.1c)の「20 µg/mL」とあるのは「70µg/mL」と、読み替えるものとする。

7.3.3.6.2 DDAC

7.3.3.1 に同じ。

7.3.3.6.3 イミダクロプリド

- a) **試験溶液の調製** 試料約 5 g を共栓付き三角フラスコに正確に量り採り、ジメチルスルホキシド (DMSO) 5 mL を試料全体に滴下した後、エタノール 50 ～ 100 mL を加えて栓をし、1 時間ごとによく振り混ぜながら超音波による抽出工程（水温は、約 40 °C とする。）を 3 時間行う。静置した後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約 30 mL のエタノールで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレータに装着して 45 °C の湯浴上で減圧しながら、おおむね 5 mL になるまで濃縮する。これを少量のエタノールで溶解した後、25 mL の全量フラスコに移し、エタノールで定容したものを試験溶液とする。
- b) **イミダクロプリド標準溶液の調製** イミダクロプリド標準品（純度 95 %以上で既知のもの）約 0.05 g を正確に量り採り、エタノールに溶解して 50 mL の全量フラスコで定容としたもの
- c) **検量線の作成** イミダクロプリド標準溶液を段階的に 5 ～ 50 µg/mL になるよう調整し（ただし、試験溶液の濃度が検量線から外れる場合には、検量線の濃度を調整することができる。）、HPLC 専用フィルタでろ過したものを HPLC で測定し、検量線を作成する。
- d) **定量方法** 試験溶液を HPLC 専用フィルタでろ過し、表 8 に掲げる条件を標準として HPLC で測定して作成した検量線からイミダクロプリドの量を求める。

表 8－イミダクロプリドの定量における HPLC の条件

項目	HPLC の条件
カラム	ODS 系カラム (I. D : 4.6 mm, L : 150 mm)
移動相	アセトニトリル：水＝ 60 : 40 (V/V)
移動相流速	1.0 mL/min
カラム温度	40 °C
測定波長	271 nm (UV 検出器)
注入量	10 µL

- e) **薬剤含有量の計算方法** d)によって求めた値から式(17)によって薬剤含有量を算出する。

$$R_D = P_D \times 25 \cdots \cdots \cdots (17)$$

ここに、 R_D ： 薬剤含有量(mg)

P_D ： 検量線から求めたイミダクロプリドの濃度 (mg/mL)

7.3.3.7 脂肪酸金属塩系木材保存剤及びナフテン酸金属塩系木材保存剤で処理されたもの

7.3.3.7.1 銅化合物

7.3.3.7.1.1 原子吸光光度法

- a) **試験溶液の調製** 7.3.3.2.1.1a)に同じ。
- b) **試薬の調製** 7.3.3.2.1.1b)に同じ。
- c) **検量線の作成** 7.3.3.2.1.1c)に同じ。
- d) **定量方法** 7.3.3.2.1.1d)に同じ。

e) 薬剤含有量の計算方法 d)によって求めた値から式(18)によって薬剤含有量を算出する。

$$R_{CR2} = P_{CR2} \times \frac{250 \times M_{CR2}}{1000} \dots \dots \dots (18)$$

ここに、
 R_{CR2} : 薬剤含有量 (mg)
 P_{CR2} : 検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)
 M_{CR2} : 試験溶液の希釈倍数

7.3.3.7.1.2 ICP 発光分光法

a) 試験溶液の調製 7.3.3.2.1.2a)に同じ。

b) 試薬の調製 7.3.3.2.1.2b)に同じ。

c) 検量線の作成 7.3.3.2.1.2c)に同じ。

d) 定量方法 7.3.3.2.1.2d)に同じ。

e) 薬剤含有量の計算方法 d)によって求めた値から式(19)によって薬剤含有量を算出する。

$$R_{CR3} = P_{CR3} \times 100 \times M_{CR3} \dots \dots \dots (19)$$

ここに、
 R_{CR3} : 薬剤含有量 (mg)
 P_{CR3} : 検量線から求めた銅の濃度 (mg/L)
 M_{CR3} : 試験溶液の希釈倍数

7.3.3.7.2 亜鉛化合物

7.3.3.7.2.1 原子吸光光度法

7.3.3.2.1.1 に同じ。ただし、「銅」とあるのは「亜鉛」と、7.3.3.2.1.1a)の「透明な緑色」とあるのは「透明」と、7.3.3.2.1.1b)1)の「銅標準液(1 000mg/L) 5mL」とあるのは「亜鉛標準液(1 000mg/L) 10mL」と、7.3.3.2.1.1c)の「波長 324.8nm」とあるのは「波長 213.9nm」と、読み替えるものとする。

7.3.3.7.2.2 ICP 発光分光法

7.3.3.2.1.2 に同じ。ただし、「銅」とあるのは「亜鉛」と、7.3.3.2.1.2a)の「透明な緑色」とあるのは「透明」と読み替えるものとする。

7.3.3.7.2.3 蛍光 X 線分析法

7.3.3.2.1.3 に同じ。ただし、「銅」とあるのは「亜鉛」と、7.3.3.2.1.3b)の「銅標準液(1 000mg/L) 5mL」とあるのは「亜鉛標準液(1 000mg/L) 10mL」と読み替えるものとする。

7.3.3.7.3 ペルメトリン

a) 試験溶液の調製 試料約 5 g を球管冷却器付き 200 mL の平底フラスコに正確に量り採り、アセトン 100 mL を加えて約 60 °C の湯浴上で 2 時間抽出する。その後、抽出物を吸引ろ過するとともに、木粉を約 30 mL のアセトンで洗い込む。ろ液をロータリーエバポレータに装着して 30 °C の湯浴上で減圧しながら、おおむね 0.5 mL になるまで濃縮する。これを少量のアセトンで溶解した後、内部標準溶液 1 mL を正確に加えて 50 mL の全量フラスコに移し、アセトンで定容としたものを試験溶液とする。

b) 試薬の調製

1) ペルメトリン標準溶液 ペルメトリン標準品（純度 95 % 以上で既知のもの）約 0.1 g を正確に量り採り、アセトンに溶解し 100 mL の全量フラスコで定容としたもの

2) 内部標準溶液 フタル酸ジ-n-オクチルを 0.1 g 正確に量り採り、アセトン溶解し 100 mL の全量フラスコで定容としたもの

c) 検量線の作成 ペルメトリン標準溶液 5 mL 及び内部標準溶液 5 mL を 50 mL の全量フラスコに

正確に加えた後、アセトンで定容し、ペルメトリンとフタル酸ジ-n-オクチルとの重量比及びピーク面積比を求める。

d) **定量方法** 表 9 に掲げる条件を標準として試験溶液を GC で測定し、内標準法によってペルメトリンの量を求める。

表 9 ペルメトリンの定量の GC の条件

項目	GC の条件
カラム	ガラスカラム (I.D : 3.0 mm, L : 1 000 mm)
固定相液体	DEGS (ジエチレングリコール サクシネート) 2 %
固定相担体	(参考) Chromosorb W (HP) (149 ~ 177 メッシュ)
カラム温度	215 °C
インジェクション温度	250 °C
水素ガス圧力	88.3 KPa
空気圧力	49.0 KPa
窒素ガス流量	30 mL/min
検出器	FID
注入量	2 µL

e) **薬剤含有量の計算方法** d) によって求めた値から式(20)によって薬剤含有量を算出する。

$$R_{PN} = \frac{St}{50} \times \frac{P_{PN}}{P_n} \cdots \cdots \cdots (20)$$

ここに、
 R_{PN} : 薬剤含有量 (mg)
 St : 標準ペルメトリンの質量 (g)
 P_{PN} : 試験溶液中のペルメトリンと内部標準との面積比
 P_n : 標準溶液中のペルメトリンと内部標準との面積比

7.3.3.8 **アゾール・ネオニコチノイド化合物系木材保存剤で処理されたもの**

7.3.3.8.1 **シプロコナゾール**

7.3.3.4.5.2 に同じ。

7.3.3.8.2 **イミダクロプリド**

7.3.3.6.3 に同じ。

7.3.3.9 **クレオソート油木材保存剤で処理されたもの**

a) **試験溶液の調製** 試料約 1 g (薬剤含有量によって試料の量を調整するものとする。以下同じ。)を円筒ろ紙に正確に量り採り、ソックスレー抽出器に装着して、エタノールーベンゼン混液 (1:2 (V/V)。以下同じ。) 50mL で抽出流下液が無色透明になるまで抽出し、これを試験溶液とする。

b) **定量方法** 試験溶液を 100 mL のナス形フラスコにエタノールーベンゼン混液 10 mL で洗いながら移し入れ、ロータリーエバポレータに装着して 50 °C の湯浴上で減圧しながら濃縮する。100 mL のナス形フラスコの質量が恒量になるまで濃縮した後、フラスコの外面をよく拭って質量を測定する。別に、空試験として、試料製材と同じ樹種の木材であって、無処理のものをを用いて同様に操作して質量を測定する。

c) **薬剤含有量の計算方法** b) によって求めた値から式(21)によって薬剤含有量を算出する。

$$R_d = (S_m - S_{mf}) - (S_b - S_{bf}) \dots \dots \dots (21)$$

ここに、
 R_d ： 薬剤含有量 (mg)
 S_m ： 本試験の質量 (mg)
 S_{mf} ： 本試験に用いたナス形フラスコの質量 (mg)
 S_b ： 空試験の質量 (mg)
 S_{bf} ： 空試験に用いたナス形フラスコの質量 (mg)

7.3.3.10 ほう素化合物系木材保存剤で処理されたもの

7.3.3.3 に同じ。

附属書 A

(規定)

試験試料の採取・試験結果の判定

【新設】

A.1 試験試料の採取

A.1.1 7.1 含水率試験

7.1 含水率試験に供する試験片は、製材の 1 荷口につき、以下の本数又は枚数を任意に抜き取った試料製材から採取するものとする。

a) 人工乾燥処理を施したものにあっては、5 本又は 5 枚とする。

注^{a)} 再試験を行う場合には、10 本又は 10 枚とする。

b) 天然乾燥処理を施したものにあっては、10 本又は 10 枚とする。

注^{a)} 再試験を行う場合には、20 本又は 20 枚とする。

A.1.2 7.2 浸潤度試験及び 7.3 吸収量試験

7.2 浸潤度試験及び 7.3 吸収量試験に供する試料製材は、製材の 1 荷口につき、表 A.1 の左欄に掲げる本数又は枚数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本数又は枚数を任意に抜き取るものとする。

注^{a)} 製材の樹種及び製材に対する薬剤の浸潤の仕様が特定しており、7.2 浸潤度試験（切断によって試験片を採取する場合に限る。）の結果、薬剤の浸潤度の判定を客観的に行うことができると登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合には、ほう素化合物系保存処理薬剤で処理されたものを除き、表 A.2 によることができる。

表 A.1 一切断によって試験片を採取する場合

荷口の製材の本数又は枚数	試料製材の本数又は枚数
1 000 以下	2
1 001 以上 2 000 以下	3
2 001 以上 3 000 以下	4
3 001 以上 4 000 以下	5
4 001 以上 6 000 以下	6
6 001 以上 8 000 以下	7
8 001 以上 10 000 以下	8

注^{a)} 荷口が 10 000 本又は 10 000 枚を超える場合には、1 荷口がそれぞれ 10 000 本又は 10 000 枚以下となるように分割する。

注^㉞ 7.2 浸潤度試験の再試験を行う場合には、右に掲げる本数又は枚数の2倍の試料製材を抜き取るものとする。

表 A.2 一生長錐によって試験片を採取する場合

荷口の製材の本数又は枚数	試料製材の本数又は枚数
<u>1 000 以下</u>	<u>8</u>
<u>1 001 以上 2 000 以下</u>	<u>12</u>
<u>2 001 以上 3 000 以下</u>	<u>16</u>
<u>3 001 以上 4 000 以下</u>	<u>20</u>
<u>4 001 以上 6 000 以下</u>	<u>24</u>
<u>6 001 以上 8 000 以下</u>	<u>28</u>
<u>8 001 以上 10 000 以下</u>	<u>32</u>
注^㉞ 荷口が10 000本又は10 000枚を超える場合には、1荷口がそれぞれ10 000本又は10 000枚以下となるように分割する。	
注^㉞ <u>7.2 浸潤度試験</u> の再試験を行う場合には、右に掲げる本数又は枚数の2倍の試料製材を抜き取るものとする。	

A.1.3 JAS 1083-4 の 4.1 曲げ試験

試験製材は、製材の1荷口から5本又は5枚を任意に抜き取るものとする。

注^㉞ 再試験を行う場合には、10本又は10枚の試験製材を抜き取るものとする。

A.2 試験結果の判定

A.2.1 7.1 含水率試験, 7.2 浸潤度試験及び JAS 1083-4 の 4.1 曲げ試験の判定

7.1 含水率試験, 7.2 浸潤度試験及び JAS 1083-4 の 4.1 曲げ試験にあつては、製材の1荷口から抜き取られた試料製材又は試験製材のうち、当該試験に係る基準に適合するものの数とその総数の90 % 以上であるときは、その荷口の製材が当該試験に合格したものとし、70 % 未満であるときは、不合格とする。当該試験に係る基準に適合するものの数とその総数の70 % 以上90 % 未満であるときは、その荷口の製材について改めて当該試験に要する試料製材又は試験製材を採取して再試験を行い、その結果、当該試験に係る基準に適合するものの数とその総数の90 % 以上であるときは、当該試験に合格したものとし、90 % 未満であるときは、不合格とする。

A.2.2 7.3 吸収量試験の判定

7.3 吸収量試験にあつては、製材の1荷口から抜き取られた試料製材が当該試験に係る基準に適合する場合には、当該試験に合格したものとし、それ以外の場合には、不合格とする。

製材－第2部：造作用製材

Sawn Lumber — Part 2 : Sawn Lumber for Decorative Use

1 適用範囲

この規格は、製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、敷居、鴨居壁その他の建築物の造作に使用することを主な目的とするものについて規定する。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JAS 1083-1 による。

3 品質

3.1 材面の品質

表1の基準に適合しなければならない。

表1－材面の品質の基準

区分			基準			
			無節	上小節	小節	並
節			ないこと。	長径が 10 mm (生き節以外の 節にあっては、 5 mm) 以下で あって、かつ、 材長が 2 m 未 満のものにあっ ては3個以内、 材長が 2 m 以 上のものにあっ ては4個(木口 の長辺が 210 mm 以上のもの にあっては、6 個)以内である こと。	長径が 20 mm (生き節以外の 節にあっては、 10 mm) 以下 であって、かつ、 材長が 2 m 未 満のものにあっ ては5個以内、 材長が 2 m 以 上のものにあっ ては6個(木口 の長辺が 210 mm 以上のもの にあっては、8 個)以内である こと。	長径が木口の長 辺の 70 % 以下 であること。
丸身			ないこと。	同左	同左	同左
腐朽、虫穴及び髓心			ないこと。	同左	同左	軽微であるこ と。
割 れ	貫通割れ	木口	木口の長辺の寸 法以下であるこ と。	同左	同左	同左

【新設】

(造作用製材の規格)

第4条 造作用製材の規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	材面の品質	第2項に規定するところによる。

	材面	ないこと。	同左	同左	同左
	材面の短小割れ	割れの長さの合計が材長の 5 % 以下であること。	割れの長さの合計が材長の 10 % 以下であること。	同左	同左
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が 75 mm 以下のもの、又は木口の長辺が 75 mm を超え、かつ、木口の短辺が 30 mm 以下のもの	0.5 % 以下であること。	1.0 % 以下であること。	同左	同左
	上記以外の寸法のもの	0.2 % 以下であること。	0.4 % 以下であること。	同左	同左
	そり（幅ぞりを含む。） ¹ 又はねじれ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左
	欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ	ないこと。	極めて軽微であること。	軽微であること。	同左
	変色、あて、かびその他の欠点	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。	同左
注 ²⁾ この基準の判定は、板類にあっては良面について、角類にあっては 1 材面ごとに 4 材面を行う。					

3.2 インサイジング

インサイジングは、欠点とみなさない。

3.3 保存処理

保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあっては、次に掲げる基準に適合しなければならない。

3.3.1 木材保存剤の種類

JAS 1083-1 の 5 に規定する木材保存剤によって保存処理が行われていなければならない。

インサイジング	インサイジングは、欠点とみなさない。
保存処理	保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。 (1) アからサまでに掲げるいずれかの種類のうち、当該アからサまでに定める薬剤（アからコまでに定める薬剤にあっては、日本工業規格 K 1570（2010）に規定するもの）により保存処理が行われていること。 ア 第四級アンモニウム化合物系 ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤（AAC-1） イ 第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系 N，N－ジデシル－N－メチル－ポリオキシエチル－アンモニウムプロピオネート・シラフルオフェン剤（SAAC） ウ ほう素・第四級アンモニウム化合物系 ほう素・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤（BAAC） エ 銅・第四級アンモニウム化合物系 銅・N－アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロリド剤（AC

3.3.2 浸潤度

JAS 1083-1 の 7.2 浸潤度試験の結果、辺材部分及び心材部分の浸潤度（試験片の切断面が辺材部分のみ又は心材部分のみから成る場合にあっては、当該辺材部分又は心材部分の浸潤度）が、表 2 の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる樹種区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。

表 2 一 浸潤度の基準

性能区分	樹種区分	基準
K1	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 90 % 以上
K2	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 20 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K3	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K4	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上

Q-1)

銅・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤（ACQ-2）

オ 銅・アゾール化合物系

銅・シプロコナゾール剤（CUAZ）

カ アゾール・ネオニコチノイド化合物系

シプロコナゾール・イミダクロプリド剤（AZN）

キ アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系

テブコナゾール・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド・イミダクロプリド剤（AZNA）

ク 脂肪酸金属塩系

ナフテン酸銅乳剤（NCU-E）

ナフテン酸亜鉛乳剤（NZN-E）

第三級カルボン酸亜鉛・ペルメトリン乳剤（VZN-E）

ケ ナフテン酸金属塩系

ナフテン酸銅油剤（NCU-O）

ナフテン酸亜鉛油剤（NZN-O）

コ クレオソート油

クレオソート油剤（A）

サ ほう素化合物系

ほう砂・ほう酸混合物又は八ほう酸ナトリウム製剤（B）

(2) 別記の 3 の (2) の浸潤度試験の結果、辺材部分及び心材部分の浸潤度（試験片の切断面が辺材部分のみ又は心材部分のみから成る場合にあっては、当該辺材部分又は心材部分の浸潤度）が、表 1 の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる樹種区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。

表 1 一 浸潤度の基準

性能区分	樹種区分	基準
K 1	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 90 % 以上
K 2	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K 3	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K 4	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上

	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15 mm（木口の短辺が 90 mm を超える製材にあっては、20 mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K5	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15mm（木口の短辺が 90 mm を超える製材にあっては、20 mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上

【削る】

注^a 心材の耐久性区分 D₁ の樹種は、ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパインとする。

注^b 心材の耐久性区分 D₂ の樹種は、**注^a**に掲げる樹種以外のものとする。

3.3.3 吸収量

JAS 1083-1 の 7.3 吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、**表 3** の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していなければならない。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、各有効成分が JIS K 1570 に規定する配合比の最小値に表 3 の基準値を乗じた値以上であって、かつ、各有効成分の合計が表 3 の基準に適合していなければならない。

表 3－吸収量の基準

性能区分	使用した薬剤の種類	薬剤の記号	基準
K1	ほう素化合物系	B	ほう酸として 1.2 kg/m ³ 以上
K2	第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド（以下「DDAC」という。）として 2.3 kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・N－アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロリド（以下「BKC」という。）として 1.3 kg/m ³ 以上
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 1.3 kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	CUAZ	酸化銅・シプロコナゾールとして 0.5 kg/m ³ 以上
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	ほう酸・DDAC として 1.6 kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	N、N－ジデシル－N－メチル－ポリオキシエチル－アンモニウムプロピオネート（以下「DMPAP」という。）・シラフルオフエンとして 1.3 kg/m ³ 以上

	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	%以上 辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15mm（木口の短辺が 90mm を超える製材にあっては、20mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K 5	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15mm（木口の短辺が 90mm を超える製材にあっては、20mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上

(注) 1 心材の耐久性区分とは、心材の耐久性により樹種を区分することである。

2 心材の耐久性区分 D₁ の樹種は、ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパインとする。

3 心材の耐久性区分 D₂ の樹種は、2に掲げる樹種以外のものとする。

(3) 別記の 3 の (3) の吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、表 2 の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していること。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、その配合比が日本工業規格 K 1570 (2010) に規定する範囲内であって、かつ、各有効成分の合計が表 2 の基準に適合していること。

表 2 吸収量の基準

性能区分	使用した薬剤の種類	基準
K 1	ほう素化合物系	ほう酸として 1.2kg / m ³ 以上
K 2	第四級アンモニウム化合物系	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド（以下「DDAC」という。）として 2.3kg / m ³ 以上
	【新設】	
	【新設】	
	【新設】	
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物として 1.3kg / m ³ 以上

	【削る】					ほう素・第四級アンモニウム化合物系	ほう素・第四級アンモニウム化合物として 1.6 kg / m ³ 以上
	【削る】					銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として 1.3kg / m ³ 以上
	【削る】					銅・アゾール化合物系	銅・シプロコナゾールとして 0.5kg / m ³ 以上
	【削る】					アゾール・ネオニコチノイド化合物系	アゾール・ネオニコチノイド化合物として 0.08kg / m ³ 以上
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 1.2 kg/m ³ 以上			アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物として 1.2kg / m ³ 以上
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 0.5 kg/m ³ 以上			脂肪酸金属塩系	銅を主成分としたものにあつては、銅として 0.5kg / m ³ 以上 亜鉛を主成分としたものにあつては、亜鉛として 1.0kg / m ³ 以上 亜鉛及びペルメトリンを主成分としたものにあつては、これらの化合物として 1.3kg / m ³ 以上
		NZN-E	亜鉛として 1.0 kg/m ³ 以上				
		VZN-E	亜鉛・ペルメトリンとして 1.3 kg/m ³ 以上				
	ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として 0.4 kg/m ³ 以上			ナフテン酸金属塩系	銅を主剤としたものにあつては、銅として 0.4kg / m ³ 以上 亜鉛を主剤としたものにあつては、亜鉛として 0.8kg / m ³ 以上
		NZN-O	亜鉛として 0.8 kg/m ³ 以上				
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.08 kg/m ³ 以上			【新設】	
K3	第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDAC として 4.5 kg/m ³ 以上			K 3 第四級アンモニウム化合物系	DDAC として 4.5kg / m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・BKC として 2.6 kg/m ³ 以上			【新設】	
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 2.6 kg/m ³ 以上			【新設】	
	銅・アゾール化合物系	CUAZ	酸化銅・シプロコナゾールとして 1.0 kg/m ³ 以上			【新設】	
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	ほう酸・DDAC として 3.2 kg/m ³ 以上			【新設】	
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シラフルオフエンとして 2.5 kg/m ³ 以上			第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物として 2.5kg / m ³ 以上
	【削る】					ほう素・第四級	ほう素・第四級アンモニウム化合物として 3.2

【削る】		
【削る】		
【削る】		
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZNA</u>	<u>DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリド</u> として 4.8 kg/m ³ 以上
脂肪酸金属塩系	<u>NCU-E</u>	銅として 1.5 kg/m ³ 以上
	<u>NZN-E</u>	亜鉛として 4.0 kg/m ³ 以上
	<u>VZN-E</u>	亜鉛・ペルメトリンとして 5.0 kg/m ³ 以上
ナフテン酸金属塩系	<u>NCU-O</u>	銅として 1.2 kg/m ³ 以上
	<u>NZN-O</u>	亜鉛として 3.2 kg/m ³ 以上
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZN</u>	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.30 kg/m ³ 以上
クレオソート油	<u>A</u>	クレオソート油として 80 kg/m ³ 以上
K5 銅・第四級アンモニウム化合物系	<u>ACQ-1</u>	<u>酸化銅・BKC</u> として 10.5 kg/m ³ 以上
	<u>ACQ-2</u>	<u>酸化銅・DDAC</u> として 10.5 kg/m ³ 以上
脂肪酸金属塩系	<u>NCU-E</u>	銅として 2.3 kg/m ³ 以上
ナフテン酸金属塩系	<u>NCU-O</u>	銅として 1.8 kg/m ³ 以上
クレオソート油	<u>A</u>	クレオソート油として 170 kg/m ³ 以上

3.4 含水率

3.4.1 人工乾燥処理を施した旨の表示をするもの

人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、JAS 1083-1 の 7.1 含水率試験の結果、同一

	アンモニウム化合物系	kg / m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として 5.2kg / m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	銅・シプロコナゾール化合物として 2.0kg / m ³ 以上
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	アゾール・ネオニコチノイド化合物として 0.3 kg / m ³ 以上
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物として 4.8kg / m ³ 以上
	脂肪酸金属塩系	銅を主成分としたものにあつては、銅として 1.5kg / m ³ 以上 亜鉛を主成分としたものにあつては、亜鉛として 4.0kg / m ³ 以上 亜鉛及びペルメトリンを主成分としたものにあつては、これらの化合物として 5.0kg / m ³ 以上
	ナフテン酸金属塩系	銅を主成分としたものにあつては、銅として 1.2kg / m ³ 以上 亜鉛を主成分としたものにあつては、亜鉛として 3.2kg / m ³ 以上
	【新設】	
	クレオソート油	クレオソート油として 80kg / m ³ 以上
K 5	銅・第四級アンモニウム化合物系	銅・アルキルアンモニウム化合物として 10.5kg / m ³ 以上
	脂肪酸金属塩系	銅として 2.3kg / m ³ 以上
	ナフテン酸金属塩系	銅として 1.8kg / m ³ 以上
	クレオソート油	クレオソート油として 170kg / m ³ 以上

含 水 率

1 人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、別記の 3 の (1) の含水率試験の結果、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が、表 3 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以

試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が表4の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下でなければならない。

表4 人工乾燥処理を施したものの含水率の基準

区分		単位 % 基準
仕上げ材	SD15 と表示するもの	15
	SD18 と表示するもの	18
未仕上げ材	D15 と表示するもの	15
	D18 と表示するもの	18

3.4.2 天然乾燥処理を施した旨の表示をするもの

天然乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、JAS 1083-1 の7.1 含水率試験の結果、同一試験製材から採取した試験片の含水率の平均値が、30 % 以下でなければならない。

3.5 寸法

表示された寸法と測定した寸法との差が、表5の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下でなければならない。なお、標準寸法は、附属書Aのとおりとする。

表5 一寸法の許容差

区分					単位 mm 表示された寸法と測定した寸法との差	
木口の短辺及び木口の長辺	人工乾燥処理を施したもの	仕上げ材	人工乾燥の表示	木口の短辺及び木口の長辺		
			SD15	75 未満	+ 1.0	- 0.5
			75 以上	+ 1.5	- 0.5	
		未仕上げ材	SD18	75 未満	+ 1.0	- 0
				75 以上	+ 1.5	- 0
			D15 及び D18	75 未満	+ 2.0	- 0
		75 以上 105 未満		+ 3.0	- 0	
		105 以上		+ 5.0	- 0	
人工乾燥処理を施していないもの		＝	＝	+制限なし	- 0	
材長		＝	＝	+制限なし	- 0	

下であること。

表3 人工乾燥処理を施したものの含水率の基準

区 分		基 準
仕上げ材	S D 15 と表示するもの	15 %
	S D 18 と表示するもの	18 %
未仕上げ材	D 15 と表示するもの	15 %
	D 18 と表示するもの	18 %

2 天然乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、別記の3の(1)の含水率試験の結果、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が、30 % 以下であること。

寸 法 表示された寸法と測定した寸法との差が、表4の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。ただし、仕上げ材のうち、SD 15 と表示するものにあつては同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「- 0」とあるのは「- 0.5」と、耳付材にあつては同項中「- 0」とあるのは「- 1.0」（木口の短辺が1.5cm 未満のものにあつては、木口の短辺のみ「- 0.5」）と読み替えるものとする。なお、造作用製材の標準寸法は、別表1のとおりとする。

表4 一寸法の許容差 (単位：mm)

区 分				表示された寸法と測定した寸法との差		
木口の短辺及び木口の長辺	人工乾燥処理を施したもの	仕上げ材	75 未満	+ 1.0	－ 0	
			75 以上	+ 1.5	－ 0	
		未仕上げ材	75 未満	+ 2.0	－ 0	
			75 以上	+ 3.0	－ 0	
			105 未満			
			105 以上	+ 5.0	－ 0	
		人工乾燥処理を施していないもの			+制限なし	－ 0
		材 長			+制限なし	－ 0

(注) 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が6 cm 未満のものにあつては材

表 6－耳付材の寸法の許容差

区分		単位 mm	
		表示された寸法と測定した寸法との差	
木口の短辺が 1.5 cm 未満のもの	木口の短辺	＋制限なし	－ 0.5
	木口の長辺 ^{a)}	＋制限なし	－ 1.0
木口の短辺が 1.5 cm 以上のもの		＋制限なし	－ 1.0
材長		＋制限なし	－ 0
注 ^{a)} 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が 6 cm 未満のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺（平行な 2 直線の短い方をいう。以下同じ。）とし、それ以外のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺及び下辺（平行な 2 直線の長い方をいう。以下同じ。）の平均値とする。			

4 表示

4.1 表示事項

a) 次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 1) 樹種名
 - 2) 等級
 - 3) 寸法
 - 4) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字
- b) 乾燥処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、**4.1a)**に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。
- c) 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、**4.1a)**及び**4.1b)**に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。
- d) 束に表示する場合にあつては、**4.1a)**から**4.1c)**までに規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。

4.2 表示の方法

4.2.1 事項の表示

4.1a) 1)から**3)**まで、**4.1b)**及び**4.1c)**に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。

a) **樹種名** 最も一般的な名称をもって記載しなければならない。

b) 等級

1) 板類にあつては、**表 1**の右欄に掲げる等級に応じ、それぞれ、「無節」、「上小節」、「小節」又

長方向の中央部における横断面の上辺（平行な 2 直線の短い方をいう。以下同じ。）とし、それ以外のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺及び下辺（平行な 2 直線の長い方をいう。以下同じ。）の平均値とする。

【新設】

表示

表示事項

1 次に掲げる事項が表示してあること。

- (1) 樹種名
 - (2) 等級
 - (3) 寸法
 - (4) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字
- 2 乾燥処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、**1**に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示してあること。
- 3 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、**1**及び**2**に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示してあること。
- 4 束に表示する場合にあつては、**1**から**3**までに規定するもののほか、入り数を表示してあること。

表示の方法

1 表示事項の項の**1**の(1)から(3)まで、**2**及び**3**に掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

- (1) 樹種名
最も一般的な名称をもって記載すること。
- (2) 等級
ア 板類にあつては、第 2 項の表の右欄に掲げる等級に応じ、それぞれ、

は「並」と記載しなければならない。ただし、耳付材に該当するものにあつては、それぞれ、「無節（耳付）」、「上小節（耳付）」、「小節（耳付）」又は「並（耳付）」と記載しなければならない。

2) 角類にあつては、表1の右欄に掲げる等級及び当該等級の基準以上の欠点が存在しない材面数に応じ、それぞれ、「四方無節」、「三方無節」、「二方無節」若しくは「一方無節」、「四方上小節」、「三方上小節」、「二方上小節」若しくは「一方上小節」、「四方小節」、「三方小節」、「二方小節」若しくは「一方小節」又は「並」と記載しなければならない。ただし、「四方」にあつては「□」と、「三方」にあつては「□」と、「二方」にあつては「┘又は└」と、「一方」にあつては「┘」と記載してもよい。

c) 寸法 木口の短辺、木口の長辺及び材長について、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位によって、木口の短辺、木口の長辺及び材長の順に記載しなければならない。

d) 乾燥処理 含水率の表示記号を表示する場合にあつては、次に定めるところによって記載しなければならない。

- 1) 仕上げ材にあつては、含水率が15%以下のものは「SD15」と、18%以下のものは「SD18」と記載すること。
- 2) 未仕上げ材にあつては、含水率が15%以下のものは「D15」と、18%以下のものは「D18」と記載すること。
- 3) 天然乾燥処理を施したものにあっては、「乾燥処理（天然）」と記載すること。

e) 保存処理 性能区分が、K1のものにあつては「保存処理 K1」又は「保存 K1」と、K2のものにあつては「保存処理 K2」又は「保存 K2」と、K3のものにあつては「保存処理 K3」又は「保存 K3」と、K4のものにあつては「保存処理 K4」又は「保存 K4」と、K5のものにあつては「保存処理 K5」又は「保存 K5」と記載するほか、使用した木材保存剤を JAS 1083-1 の 5 の表1 の中欄に掲げる薬剤名又は同表の右欄に掲げる薬剤の記号をもって記載しなければならない。

【表削る】

「無節」、「上小節」、「小節」又は「並」と記載すること。ただし、耳付材に該当するものにあつては、それぞれ、「無節（耳付）」、「上小節（耳付）」、「小節（耳付）」又は「並（耳付）」と記載すること。

イ 角類にあつては、第2項の表の右欄に掲げる等級及び当該等級の基準以上の欠点が存在しない材面数に応じ、それぞれ、「四方無節」、「三方無節」、「二方無節」若しくは「一方無節」、「四方上小節」、「三方上小節」、「二方上小節」若しくは「一方上小節」、「四方小節」、「三方小節」、「二方小節」若しくは「一方小節」又は「並」と記載すること。ただし、「四方」にあつては「□」と、「三方」にあつては「□」と、「二方」にあつては「┘又は└」と、「一方」にあつては「┘」と記載することができる。

(3) 寸法
寸法の表示にあつては、木口の短辺、木口の長辺及び材長について、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位により、木口の短辺、木口の長辺及び材長の順に記載すること。

(4) 乾燥処理
含水率の表示記号を表示する場合にあつては、次に定めるところにより記載すること。

ア 仕上げ材にあつては、含水率が15%以下のものは「SD15」と、18%以下のものは「SD18」と記載すること。

イ 未仕上げ材にあつては、含水率が15%以下のものは「D15」と、18%以下のものは「D18」と記載すること。

ウ 天然乾燥処理を施したものにあっては、「乾燥処理（天然）」と記載すること。

(5) 保存処理
性能区分が、K1のものにあつては「保存処理 K1」又は「保存 K1」と、K2のものにあつては「保存処理 K2」又は「保存 K2」と、K3のものにあつては「保存処理 K3」又は「保存 K3」と、K4のものにあつては「保存処理 K4」又は「保存 K4」と、K5のものにあつては「保存処理 K5」又は「保存 K5」と記載するほか、使用した薬剤を表5の左欄に掲げる薬剤名又は同表の右欄に掲げる薬剤の記号をもって記載すること。

表5 薬剤の記号

薬 剤 名	薬剤の記号
ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	AAC-1
N、N-ジデシル-N-メチル-ポリオキシエチル-アンモニウムプロピオネート・シラフルオフエン剤	SAAC
ほう素・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	BAAc
銅・N-アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロリド	ACQ-1

4.2.2 事項の表示箇所

4.1 に規定する事項は、各本、各枚又は各束ごとに見やすい箇所に明瞭にしていなければならない。

4.3 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- a) 4.1 の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語
b) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

【削る】

	<table><tr><td>剤</td><td></td></tr><tr><td>銅・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤</td><td>ACQ-2</td></tr><tr><td>銅・シプロコナゾール剤</td><td>CUAZ</td></tr><tr><td>シプロコナゾール・イミダクロプリド剤</td><td>AZN</td></tr><tr><td>テブコナゾール・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド・イミダクロプリド剤</td><td>AZNA</td></tr><tr><td>ナフテン酸銅乳剤</td><td>NCU-E</td></tr><tr><td>ナフテン酸亜鉛乳剤</td><td>NZN-E</td></tr><tr><td>第三級カルボン酸亜鉛・ペルメトリン乳剤</td><td>VZN-E</td></tr><tr><td>ナフテン酸銅油剤</td><td>NCU-O</td></tr><tr><td>ナフテン酸亜鉛油剤</td><td>NAN-O</td></tr><tr><td>クレオソート油剤</td><td>A</td></tr><tr><td>ほう砂・ほう酸混合物又は八ほう酸ナトリウム製剤</td><td>B</td></tr></table>	剤		銅・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	ACQ-2	銅・シプロコナゾール剤	CUAZ	シプロコナゾール・イミダクロプリド剤	AZN	テブコナゾール・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド・イミダクロプリド剤	AZNA	ナフテン酸銅乳剤	NCU-E	ナフテン酸亜鉛乳剤	NZN-E	第三級カルボン酸亜鉛・ペルメトリン乳剤	VZN-E	ナフテン酸銅油剤	NCU-O	ナフテン酸亜鉛油剤	NAN-O	クレオソート油剤	A	ほう砂・ほう酸混合物又は八ほう酸ナトリウム製剤	B
剤																									
銅・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド剤	ACQ-2																								
銅・シプロコナゾール剤	CUAZ																								
シプロコナゾール・イミダクロプリド剤	AZN																								
テブコナゾール・ジデシルジメチルアンモニウムクロリド・イミダクロプリド剤	AZNA																								
ナフテン酸銅乳剤	NCU-E																								
ナフテン酸亜鉛乳剤	NZN-E																								
第三級カルボン酸亜鉛・ペルメトリン乳剤	VZN-E																								
ナフテン酸銅油剤	NCU-O																								
ナフテン酸亜鉛油剤	NAN-O																								
クレオソート油剤	A																								
ほう砂・ほう酸混合物又は八ほう酸ナトリウム製剤	B																								
	2 表示事項の項に規定する事項は、各本、各枚又は各束ごとに見やすい箇所に明瞭にしてあること。																								
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (2) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示																								

2 前項の材面の品質の基準は、次のとおりとする。

区 分	基 準			
	無 節	上小節	小 節	並
節	ないこと。	長 径 が 10mm (生き節以外の 節にあっては、 5 mm) 以下で あって、かつ、 材長が 2 m未満 のものにあって は 3 個以内、材 長が 2 m以上の ものにあっては 4 個 (木口の長 辺が 210mm 以 上のものにあっ ては、6 個) 以 内であること。	長 径 が 20mm (生き節以外の 節にあっては、 10mm) 以下で あって、かつ、 材長が 2 m未満 のものにあって は 5 個以内、材 長が 2 m以上の ものにあっては 6 個 (木口の長 辺が 210mm 以 上のものにあっ ては、8 個) 以 内であること。	長径が木口の長 辺の 70 %以下 であること。
丸身	ないこと。	同左	同左	同左

腐朽、虫穴及び髓心			<u>ないこと。</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>	<u>軽微であること。</u>
割れ	貫通割れ	木口	<u>木口の長辺の寸法以下であること。</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>
		材面	<u>ないこと。</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>
	材面の短小割れ		<u>割れの長さの合計が材長の 5 % 以下であること。</u>	<u>割れの長さの合計が材長の 10 % 以下であること。</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が 75mm 以下のもの、又は木口の長辺が 75mm を超え、かつ、木口の短辺が 30mm 以下のもの		<u>0.5 % 以下であること。</u>	<u>1.0 % 以下であること。</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>
	<u>上記以外の寸法のもの</u>		<u>0.2 % 以下であること。</u>	<u>0.4 % 以下であること。</u>	<u>同左</u>	<u>同左</u>
そり（幅ぞりを含む。）又はねじれ			<u>極めて軽微であること。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>	<u>同左</u>
欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ			<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>同左</u>
変色、あて、かびその他の欠点			<u>極めて軽微であること。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>	<u>同左</u>

（注）この基準の判定は、板類にあっては良面（欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ。）について、角類にあっては 1 材面ごとに行う。

附属書 A (規定) 造作用製材の標準寸法

【新設】

A.1 造作用製材の標準寸法

造作用製材の標準寸法は、表 A.1 による。

表 A.1 ー造作用製材の標準寸法

木口の 短辺 mm	木口の長辺																材長				
	mm																m				
12				45			75	90	105	120	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00
15				45			75	90	105	120	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00
18				45			75	90	105	120	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00
24	30			45			75	90	105	120	150	180	210	240	270	300		2.00	3.00	3.65	4.00
30	30	33	36	45	55	60		90	105	120	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00
33		33						90	105	120	150	180	210	240	270	300		2.00	3.00		4.00
36			36	45	55	60		90	105	120	150	180	210	240	270	300		2.00	3.00		4.00
40				45	55			90	105	120	150	180	210	240	270	300		2.00	3.00	3.65	4.00
45				45	55	60	75	90	105	120							1.82	2.00	3.00	3.65	4.00
50								90	105	120									3.00	3.65	4.00
55								90	105	120							1.82	2.00	3.00	3.65	4.00
60								90	105	120							1.82	2.00	3.00	3.65	4.00

製材—第3部：目視等級区分構造用製材

Sawn Lumber — Part 3 : Visually Rated Structural Softwood Lumber

1 適用範囲

この規格は、構造用製材のうち、節、丸身等材の欠点を目視によって測定し、等級区分するものについて規定する。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JAS 1083-1 によるほか、次による。

2.1

甲種構造材

主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用するもの。

2.2

甲種Ⅰ

甲種構造材のうち、木口の短辺が 36 mm 未満のもの、及び木口の短辺が 36 mm 以上で、かつ、木口の長辺が 90mm 未満のもの。

2.3

甲種Ⅱ

甲種構造材のうち、木口の短辺が 36 mm 以上で、かつ、木口の長辺が 90 mm 以上のもの。

2.4

乙種構造材

主として圧縮性能を必要とする部分に使用するもの。

3 品質

3.1 材面の品質

3.1.1 甲種構造材の材面

3.1.1.1 甲種Ⅰの材面

表 1 の基準に適合していなければならない。

表 1 —甲種Ⅰの材面の基準

区分	基準 ^{a)}		
	1 級	2 級	3 級
節（材面における欠け、きず及び穴を含む。）	径比が 20 %（円柱類にあつては、17 % 以下）であること。	径比が 40 %（円柱類にあつては、35 % 以下）であること。	径比が 60 %（円柱類にあつては、53 % 以下）であること。
集中節（材面における欠け、きず及び穴を含む。）	径比が 30 %（円柱類にあつては、26 % 以下）であること。	径比が 60 %（円柱類にあつては、53 % 以下）であること。	径比が 90 %（円柱類にあつては、80 % 以下）であること。
丸身 ^{b)} （りょう線上に存する欠け及びきずを含む。）	10 % 以下であること。	20 % 以下であること。	30 % 以下であること。

【新設】

【新設】

（目視等級区分構造用製材の規格）

第 5 条 目視等級区分構造用製材の規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	材面の品質	第 2 項に規定するところによる。
		【新設】

貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下であること。	木口の長辺の寸法の1.5倍以下であること。	木口の長辺の寸法の2.0倍以下であること。
	材面	ないこと。	材長の1/6以下であること。	材長の1/3以下であること。
目まわり		木口の短辺の寸法の1/2以下であること。	同左	二
繊維走向の傾斜比		1:12以下であること。	1:8以下であること。	1:6以下であること。
平均年輪幅（ラジアタパインを除く。）		6 mm 以下であること。	8 mm 以下であること。	10 mm 以下であること。
髓心部又は髓（ラジアタパインに限る。）		髓の中心から半径50 mm 以内の部分の年輪界がないこと。	同左	同左
腐朽		ないこと。	1) 程度の軽い腐れ（腐れ部分が軟らかくはないもの。以下同じ。）の面積が腐れの存する材面の面積の10 % 以下であること。 2) 程度の重い腐れ（腐れ部分が軟らかくはないもの。以下同じ。）がないこと。	1) 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の30 % 以下であること。 2) 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の10 % 以下であること。
曲がり（たいこ材を除く。）		極めて軽微なこと。	軽微なこと。	顕著でないこと。
狂い及びその他の欠点		軽微なこと。	顕著でないこと。	利用上支障のないこと。
注 ^{a)} この基準の判定は、不良面について行う。				
注 ^{b)} 丸身の基準の判定は、円柱類以外のものについて行う。				

3.1.1.2 甲種Ⅱの材面

表2の基準に適合していなければならない。

表2－甲種Ⅱの材面の基準

区分		基準 ^{a)}		
		1 級	2 級	3 級
節（材面における）	狭い材面	径比が20 % 以下であること。	径比が40 % 以下であること。	径比が60 % 以下であること。

欠け、き ず及び穴 を含み、 集中節を 除く。以 下この項 において 同じ。)	広 い 材 面	材縁部	径比が 15 % 以下であ ること。	径比が 25 % 以下であ ること。	径比が 35 % 以下であ ること。
		中央部	径比が 30 % 以下であ ること。	径比が 40 % 以下であ ること。	径比が 70 % 以下であ ること。
	円柱類の材面	径比が 17 % 以下であ ること。	径比が 35 % 以下であ ること。	径比が 53 % 以下であ ること。	
集 中 節 (材面に おける欠 け、きず 及び穴を 含む。以 下この項 において 同じ。)	狭い材面		径比が 30 % 以下であ ること。	径比が 60 % 以下であ ること。	径比が 90 % 以下であ ること。
	広 い 材 面	材縁部	径比が 20 % 以下であ ること。	径比が 40 % 以下であ ること。	径比が 50 % 以下であ ること。
		中央部	径比が 45 % 以下であ ること。	径比が 60 % 以下であ ること。	径比が 90 % 以下であ ること。
	円柱類の材面	径比が 26 % 以下であ ること。	径比が 53 % 以下であ ること。	径比が 79 % 以下であ ること。	
丸身 ^㉒ （りょう線上に存 する欠け及びきずを含 む。)			10 % 以下であること。	20 % 以下であること。	30 % 以下であること。
貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下 であること。	木口の長辺の寸法の 1.5 倍以下であること。	木口の長辺の寸法の 2.0 倍以下であること。	
	材面	ないこと。	材長の 1/6 以下である こと。	材長の 1/3 以下である こと。	
目まわり			木口の短辺の寸法の 1/2 以下であること。	同左	二
繊維走向の傾斜比			1：12 以下であるこ と。	1：8 以下であること。	1：6 以下であること。
平均年輪幅（ラジアタパ インを除く。)			6 mm 以下であるこ と。	8 mm 以下であるこ と。	10 mm 以下であるこ と。
髓心部又 は髓（ラ ジアタパ インに限 る。)	木口の長辺が 240 mm 未満 のもの	髓の中心から半径 50 mm 以内の部分の年輪 界がないこと。	同左	同左	
	木口の長辺が 240 mm 以上 のもの	木口の長辺に係る材面 におけるりょう線から 材面の幅の 1/3 の距離 までの範囲において髓 の中心から半径 50 mm 以内の部分の年輪 界がないこと。	同左	同左	

腐朽	ないこと。	1) 程度の軽い腐れ (腐れ部分が軟らかく なっていないものをいう。)の 面積が腐れの存する材面の面積の 10 % 以下であること。 2) 程度の重い腐れ (腐れ部分が軟らかくなっているものをいう。)がないこと。 3) 土台用にあつては、腐れがないこと。	1) 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 30 % 以下であること。 2) 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 10 % 以下。 3) 土台用にあつては、腐れがないこと。
曲がり (たいこ材を除く。)	0.2 % 以下。ただし、仕上げ材にあつては、0.1 % 以下。	0.5 % 以下。ただし、仕上げ材にあつては、0.2 % 以下。	同左
狂い及びその他の欠点	軽微なこと。	顕著でないこと。	利用上支障のないこと。
注 ^{a)} この基準の判定は、不良面について行う。 注 ^{b)} 丸身の基準の判定は、円柱類以外のものについて行う。			

3.1.2 乙種構造材の材面

表 3 の基準に適合していなければならない。

表 3 ー乙種構造材の材面の基準

区分		基準 ^{a)}		
		1 級	2 級	3 級
節		径比が 30 % 以下。ただし、円柱類にあつては、26 % 以下。	径比が 40 % 以下。ただし、円柱類にあつては、35 % 以下。	径比が 70 % 以下。ただし、円柱類にあつては、62 % 以下。
集中節		径比が 45 % 以下。ただし、円柱類にあつては、39 % 以下。	径比が 60 % 以下。ただし、円柱類にあつては、53 % 以下。	径比が 90 % 以下。ただし、円柱類にあつては、79 % 以下。
丸身 ^{b)} (りょう線上に存する欠け及びきずを含む。)		10 % 以下	20 % 以下	30 % 以下
貫通割れ	木口	木口の長辺の寸法以下	木口の長辺の寸法の 1.5 倍以下	木口の長辺の寸法の 2.0 倍以下

【新設】

	材面	ないこと。	材長の 1/6 以下であること。	材長の 1/3 以下であること。
目まわり		木口の短辺の寸法の 1/2 以下	同左	二
繊維走向の傾斜比		1 : 12 以下	1 : 8 以下	1 : 6 以下
平均年輪幅（ラジアタパインを除く。）		6 mm 以下	8 mm 以下	10 mm 以下
髓心部又は髓（ラジアタパインに限る。）	木口の長辺が 240 mm 未満のもの	髓の中心から半径 50 mm 以内の部分の年輪界がないこと。	同左	同左
	木口の長辺が 240 mm 以上のもの	木口の長辺に係る材面におけるりょう線から材面の幅の 1/3 の距離までの範囲において髓の中心から半径 50 mm 以内の部分の年輪界がないこと。	同左	同左
腐朽		ないこと。	1) 程度の軽い腐れ（腐れ部分が軟らかくならないものを用いる。）の面積が腐れの存する材面の面積の 10 % 以下。 2) 程度の重い腐れ（腐れ部分が軟らかくならないものを用いる。）がないこと。	1) 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 30 % 以下。 2) 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 10 % 以下。
曲がり（たいこ材を除く。）		0.2 % 以下。ただし、仕上げ材にあつては、0.1 % 以下。	0.5 % 以下。ただし、仕上げ材にあつては、0.2 % 以下。	同左
狂い及びその他の欠点		軽微なこと。	顕著でないこと。	利用上支障のないこと。
注 ^{a)} この基準の判定は、不良面について行う。 注 ^{b)} 丸身の基準の判定は、円柱類以外のものについて行う。				
3.2 インサイジング インサイジングは、欠点とみなさない。ただし、その仕様は、製材の曲げ強さ及び曲げヤング係数の低下が 1 割を超えない範囲内とする。				
インサイジング	インサイジングは、欠点とみなさない。ただし、その仕様は、製材の曲げ強さ及び曲げヤング係数の低下が 1 割を超えない範囲内とする。			

3.3 保存処理

保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、次に掲げる基準に適合しなければならない。

3.3.1 木材保存剤の種類

JAS 1083-1 の 5 に規定する木材保存剤によって保存処理が行われていなければならない。

3.3.2 浸潤度

JAS 1083-1 の 7.2 浸潤度試験の結果、辺材部分及び心材部分の浸潤度（試験片の切断面が辺材部分のみ又は心材部分のみから成る場合にあっては、当該辺材部分又は心材部分の浸潤度）が、表 4 の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる樹種区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。

表 4 浸潤度の基準

性能区分	樹種区分	基準
K1	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 90 % 以上
K2	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 20 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K3	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K4	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15 mm（木口の短辺が 90 mm を超える製材にあっては、20 mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K5	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15mm（木口の短辺が 90 mm を超える製材にあっては、20 mm。ただし、円柱類にあっては、全ての直径において 30 mm。）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上

注^{a)} 心材の耐久性区分 D₁ の樹種は、ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパインとする。

注^{b)} 心材の耐久性区分 D₂ の樹種は、注^{a)}に掲げる樹種以外のものとする。

1

3.3.3 吸収量

JAS 1083-1 の 7.3 吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、表 5 の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲

保存処理

前条第 1 項の表保存処理の項の基準に同じ。ただし、表 1 については、これに代えて、以下のとおりとする。

表 6 浸潤度の基準

性能区分	樹種区分	基準
K 1	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 90 % 以上
K 2	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 20 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K 3	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K 4	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15mm（木口の短辺が 90mm を超える製材にあっては、20mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K 5	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15mm（木口の短辺が 90mm を超える製材にあっては、20mm。ただし、円柱類にあっては、全ての直径において 30mm。）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上

【新設】

げる使用した薬剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していなければならない。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、各有効成分が **JIS K 1570** に規定する配合比の最小値に表 5 の基準値を乗じた値以上であって、かつ、各有効成分の合計が表 5 の基準に適合していなければならない。

表5ー吸収量の基準

性能 区分	使用した薬剤の種類	薬剤の記号	基準
K1	ほう素化合物系	B	ほう酸として 1.2 kg/m ³ 以上
K2	第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド（以下「DDAC」という。）として 2.3 kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・N－アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロリド（以下「BKC」という。）として 1.3 kg/m ³ 以上
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 1.3 kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	CUAZ	酸化銅・シプロコナゾールとして 0.5 kg/m ³ 以上
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	ほう酸・DDAC として 1.6 kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	N, N－ジデシル－N－メチル－ポリオキシエチル－アンモニウムプロピオネート（以下「DMPAP」という。）・シラフルオフエンとして 1.3 kg/m ³ 以上
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 1.2 kg/m ³ 以上
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 0.5 kg/m ³ 以上
		NZN-E	亜鉛として 1.0 kg/m ³ 以上
		VZN-E	亜鉛・ペルメトリンとして 1.3 kg/m ³ 以上
	ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として 0.4 kg/m ³ 以上
		NZN-O	亜鉛として 0.8 kg/m ³ 以上
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.08 kg/m ³ 以上
K3	第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDAC として 4.5 kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・BKC として 2.6 kg/m ³ 以上
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 2.6 kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	CUAZ	酸化銅・シプロコナゾールとして 1.0 kg/m ³ 以上
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	ほう酸・DDAC として 3.2 kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シラフルオフエンとして 2.5 kg/m ³ 以上

	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 2.4 kg/m ³ 以上		
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 1.0 kg/m ³ 以上		
		NZN-E	亜鉛として 2.0 kg/m ³ 以上		
		VZN-E	亜鉛・ペルメトリンとして 2.5 kg/m ³ 以上		
	ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として 0.8 kg/m ³ 以上		
		NZN-O	亜鉛として 1.6 kg/m ³ 以上		
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.15 kg/m ³ 以上		
K4	第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDAC として 9.0 kg/m ³ 以上		
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・BKC として 5.2 kg/m ³ 以上		
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 5.2 kg/m ³ 以上		
	銅・アゾール化合物系	CUAZ	酸化銅・シプロコナゾールとして 2.0 kg/m ³ 以上		
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	ほう酸・DDAC として 6.4 kg/m ³ 以上		
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シラフルオフェンとして 5.0 kg/m ³ 以上		
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 4.8 kg/m ³ 以上		
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 1.5 kg/m ³ 以上		
		NZN-E	亜鉛として 4.0 kg/m ³ 以上		
		VZN-E	亜鉛・ペルメトリンとして 5.0 kg/m ³ 以上		
	ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として 1.2 kg/m ³ 以上		
		NZN-O	亜鉛として 3.2 kg/m ³ 以上		
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.30 kg/m ³ 以上		
	クレオソート油	A	クレオソート油として 80 kg/m ³ 以上		
K5	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・BKC として 10.5 kg/m ³ 以上		
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 10.5 kg/m ³ 以上		
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 2.3 kg/m ³ 以上		
	ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として 1.8 kg/m ³ 以上		
	クレオソート油	A	クレオソート油として 170 kg/m ³ 以上		
3.4 含水率					
3.4.1 人工乾燥処理を施した旨の表示をするものの含水率					
人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、JAS 1083-1 の 7.1 含水率試験の結果，含水				含 水 率	1 人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、別記の 3 の(1)

率の平均値が表 6 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下でなければならない。

表 6 ー人工乾燥処理を施したものの含水率の基準

区分		単位 % 基準
仕上げ材	SD15 と表示するもの	15
	SD20 と表示するもの	20
未仕上げ材	D15 と表示するもの	15
	D20 と表示するもの	20
	D25 と表示するもの	25

3.4.2 天然乾燥処理を施した旨の表示をするものの含水率

天然乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、JAS 1083-1 の 7.1 含水率試験の結果、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が、30 % 以下でなければならない。

3.5 寸法

表示された寸法と測定した寸法との差が、表 7 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下でなければならない。なお、標準寸法は、附属書 A のとおりとする。

表 7 ー寸法の許容差

区分				単位 mm 表示された寸法と測定した寸法との差	
		人工乾燥 の表示	木口の短 辺及び木 口の長辺		
人工乾燥 処理を施 したもの	仕上げ材	SD15	75 未満	+ 1.5	－ 0.5
			75 以上	+ 2.0	－ 0.5
		SD20	75 未満	+ 1.5	－ 0
			75 以上	+ 2.0	－ 0
	未仕上げ材	D15, D20, 及び D25	75 未満	+ 1.5	－ 0
			75 以上	+ 2.0	－ 0
			105 未満		
			105 以上	+ 5.0	－ 0
人工乾燥処理を施してい ないもの	二	75 未満	+ 2.0	－ 0	
		75 以上	+ 3.0	－ 0	
		105 未満			
		105 以上	+ 5.0	－ 0	
材長		二	二	+制限なし	－ 0

の含水率試験の結果、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が、表 7 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。

表 7 ー人工乾燥処理を施したものの含水率の基準

区	分	基	準
仕上げ材	S D 15 と表示するもの	15 %	
	S D 20 と表示するもの	20 %	
未仕上げ材	D 15 と表示するもの	15 %	
	D 20 と表示するもの	20 %	
	D 25 と表示するもの	25 %	

2 前条第 1 項の表含水率の項の 2 に同じ。

寸 法

表示された寸法と測定した寸法との差が、表 8 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。ただし、仕上げ材のうち、S D 15 と表示するものにあつては、同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「－ 0」とあるのは、「－ 0.5」と読み替えるものとする。なお、目視等級区分構造用製材の標準寸法は、別表 2 のとおりとする。

表 8 ー寸法の許容差 (単位：mm)

区 分				表示された寸法と測定した寸法との差		
木口 の短 辺及 び木 口の 長辺	人工 乾燥 処理 を施 した もの	仕上げ材	75 未満	+ 1.5	－ 0	
			75 以上	+ 2.0	－ 0	
		未仕上げ材	75 未満	+ 1.5	－ 0	
			75 以上	+ 2.0	－ 0	
			105 未満			
			105 以上	+ 5.0	－ 0	
	人工乾燥処理を施していないもの	75 未満	+ 2.0	－ 0		
		75 以上	+ 3.0	－ 0		
		105 未満				
		105 以上	+ 5.0	－ 0		
	材 長				+制限なし	－ 0

(注) たいこ材の木口の長辺は、最小横断面における平行な 2 直線の短い方

4 表示

4.1 表示事項

a) 次に掲げる事項が表示していなければならない。

- 1) 樹種名
 - 2) 構造材の種類
 - 3) 等級
 - 4) 寸法
 - 5) 製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字
- b) 乾燥処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、4.1a)に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示してあること。
- c) 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、4.1a)及び4.1b)に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示してあること。
- d) 材面の美観について選別した旨の表示がしてあるものにあつては、4.1a)から4.1c)までに規定するもののほか、材面ごとの美観を評価した旨を表示してあること。

e) 東に表示する場合にあつては、4.1a)から4.1d)までに規定するもののほか、入り数を表示してあること。

4.2 表示の方法

4.2.1 事項の表示

4.1a) 1)から4)まで及び4.1b)から4.1d)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によつて行われなければならない。

a) **樹種名** 最も一般的な名称をもつて記載しなければならない。

b) **構造材の種類** 甲種Ⅰにあっては「甲Ⅰ」と、甲種Ⅱにあっては「甲Ⅱ」と、乙種構造材にあっては「乙」と記載しなければならない。

c) **等級** 等級の表示については、その等級ごとに表8によつて記載すること。ただし、たいこ材に該当するものにあつては、それぞれの等級の表示の後に「(たいこ)」と記載しなければならない。

表8 等級の表示

等級	1 級	2 級	3 級
星印	★★★	★★	★

d) **寸法** 寸法の表示については、次に定めるところによつて記載しなければならない。

- 1) 木口の短辺、木口の長辺及び材長について、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位によつて、木口の短辺、木口の長辺及び材長の順に記載しなければならない。
- 2) たいこ材にあっては、木口の長辺の表示の後に、括弧書によつて、たいこ材の直径を記載しな

とする。

表
示

- 1 次に掲げる事項が表示してあること。
 - (1) 樹種名
 - (2) 構造材の種類
 - (3) 等級
 - (4) 寸法
 - (5) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字
- 2 乾燥処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、1に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示してあること。
- 3 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、1及び2に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示してあること。
- 4 材面の美観について選別した旨の表示がしてあるものにあつては、1から3までに規定するもののほか、材面ごとの美観を評価した旨を表示してあること。
- 5 東に表示する場合にあつては、1から4までに規定するもののほか、入り数を表示してあること。

表示の方法

- 1 表示事項の項の1の(1)から(4)まで及び2から4までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によつて行われていること。
 - (1) 樹種名
最も一般的な名称をもつて記載すること。
 - (2) 構造材の種類
甲種Ⅰにあっては「甲Ⅰ」と、甲種Ⅱにあっては「甲Ⅱ」と、乙種構造材にあっては「乙」と記載すること。
 - (3) 等級
等級の表示については、その等級ごとに表9により記載すること。ただし、たいこ材に該当するものにあつては、それぞれの等級の表示の後に「(たいこ)」と記載すること。

表9 等級の表示

等 級	1 級	2 級	3 級
星 印	★★★	★★	★

- (4) 寸法
 - ア 寸法の表示にあつては、木口の短辺、木口の長辺及び材長について、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位によつて、木口の短辺、木口の長辺及び材長の順に記載すること。
 - イ たいこ材にあっては、木口の長辺の表示の後に、括弧書によつて、材

ければならない。 3) 円柱類にあっては、木口の短辺及び木口の長辺を一つにまとめて記載してもよい。 e) 乾燥処理 含水率の表示記号を表示する場合にあっては、次に定めるところによって記載しなければならない。 1) 仕上げ材にあっては、含水率が 15 % 以下のものは「SD15」と、20 % 以下のものは「SD20」と記載しなければならない。 2) 未仕上げ材にあっては、含水率が 15 % 以下のものは「D15」と、20 % 以下のものは「D20」と、25 % 以下のものは「D25」と記載しなければならない。 3) 天然乾燥処理を施したものにあっては、「乾燥処理（天然）」と記載しなければならない。 f) 保存処理 性能区分が、K1 のものにあっては「保存処理 K1」又は「保存 K1」と、K2 のものにあっては「保存処理 K2」又は「保存 K2」と、K3 のものにあっては「保存処理 K3」又は「保存 K3」と、K4 のものにあっては「保存処理 K4」又は「保存 K4」と、K5 のものにあっては「保存処理 K5」又は「保存 K5」と記載するほか、使用した木材保存剤を JAS 1083-1 の 5 の表 1 の中欄に掲げる薬剤名又は同表の右欄に掲げる薬剤の記号をもって記載しなければならない。 g) 材面の美観 材面の美観を表示する場合にあっては、JAS 1083-2 の 3.1 の表 1 に規定する材面の品質の基準（曲がりの項及びそり（幅ぞりを含む。）又はねじれの項に規定するものを除く。）以上の欠点が存在しない材面数に応じ、それぞれ、「四方無節」、「三方無節」、「二方無節」若しくは「一方無節」、「四方上小節」、「三方上小節」、「二方上小節」若しくは「一方上小節」、「四方小節」、「三方小節」、「二方小節」若しくは「一方小節」又は「並」と記載しなければならない。ただし、「四方」にあっては「□」と、「三方」にあっては「⊏」と、「二方」にあっては「⊐又は⊑」と、「一方」にあっては「┘」と記載してもよい。 4.2.2 事項の表示箇所 4.1 に規定する事項は、各本ごとに見やすい箇所に明瞭にしなければならない。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、各束ごととしてもよい。 4.3 表示禁止事項 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。 a) 4.1 の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語 b) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示 【削る】	長方向の中央部の 2 平面以外の 2 材面における平行する 2 接線間の距離（以下「たいこ材の直径」という。）を記載すること。 ウ 円柱類にあっては、木口の短辺及び木口の長辺を一つにまとめて記載することができる。 (5) 乾燥処理 含水率の表示記号を表示する場合にあっては、次に定めるところにより記載すること。 ア 仕上げ材にあっては、含水率が 15 % 以下のものは「SD 15」と、20 % 以下のものは「SD 20」と記載すること。 イ 未仕上げ材にあっては、含水率が 15 % 以下のものは「D 15」と、20 % 以下のものは「D 20」と、25 % 以下のものは「D 25」と記載すること。 ウ 天然乾燥処理を施したものにあっては、「乾燥処理（天然）」と記載すること。 (6) 保存処理 前条第 1 項の表表示の方法の項の(5)に同じ。 (7) 材面の美観 材面の美観を表示する場合にあっては、前条第 2 項の表に規定する材面の品質の基準（曲がりの項及びそり（幅ぞりを含む。）又はねじれの項に規定するものを除く。）以上の欠点が存在しない材面数に応じ、それぞれ、「四方無節」、「三方無節」、「二方無節」若しくは「一方無節」、「四方上小節」、「三方上小節」、「二方上小節」若しくは「一方上小節」、「四方小節」、「三方小節」、「二方小節」若しくは「一方小節」又は「並」と記載すること。ただし、「四方」にあっては「□」と、「三方」にあっては「⊏」と、「二方」にあっては「⊐又は⊑」と、「一方」にあっては「┘」と記載することができる。 2 表示事項の項に規定する事項は、各本ごとに見やすい箇所に明瞭にしてあること。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、各束ごととすることができる。 <table border="1"> <tr> <td>表示禁止事項</td><td>前条第 1 項の表表示禁止事項の項に同じ。</td></tr> </table> 2 前項の材面の品質の基準は、次のとおりとする。 (1) 甲種構造材の基準 ア 甲種 I	表示禁止事項	前条第 1 項の表表示禁止事項の項に同じ。
表示禁止事項	前条第 1 項の表表示禁止事項の項に同じ。		

区 分		基 準		
		1 級	2 級	3 級
節（材面における欠け、きず及び穴を含む。）		径比が 20 %（円柱類にあっては、17 %）以下であること。	径比が 40 %（円柱類にあっては、35 %）以下であること。	径比が 60 %（円柱類にあっては、53 %）以下であること。
		集中節の径比にあっては、上記基準の 1.5 倍以下とする。		
丸身（りょう線上に存する欠け及びきずを含む。以下この項から第 8 条までにおいて同じ。）		10 % 以下であること。	20 % 以下であること。	30 % 以下であること。
貫通割れ	木 口	木口の長辺の寸法以下であること。	木口の長辺の寸法の 1.5 倍以下であること。	木口の長辺の寸法の 2.0 倍以下であること。
	材 面	ないこと。	材長の 1 / 6 以下であること。	材長の 1 / 3 以下であること。
目 ま わ り		木口の短辺の寸法の 1 / 2 以下であること。	同左	二
繊維走向の傾斜比		1 : 12 以下であること。	1 : 8 以下であること。	1 : 6 以下であること。
平均年輪幅（ラジアタパインを除く。）		6 mm 以下であること。	8 mm 以下であること。	10mm 以下であること。
髓心部又は髓（ラジアタパインに限る。）		髓の中心から半径 50mm 以内の部分の年輪界がないこと。	同左	同左
腐 朽		ないこと。	1 程度の軽い腐れ（腐れ部分が軟らかくならないものをいう。以下同じ。）の面積が腐れの存する材面の面積の 10 % 以下であること。 2 程度の重い腐れ（腐れ部分が軟らかくならないものをいう。以下同じ。）がないこと。	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 30 % 以下であること。 2 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 10 % 以下であること。
曲がり（たいこ材を除く。）		極めて軽微なこと。	軽微なこと。	顕著でないこと。
狂い及びその他の欠点		軽微なこと。	顕著でないこと。	利用上支障のないこと。

(注) 1 この基準の判定は、不良面（欠点の程度の大きい材面をいう。以下同じ。）について行う。

2 丸身の基準の判定は、円柱類以外のものについて行う。

イ 甲種Ⅱ

区 分			基 準		
			1 級	2 級	3 級
節（材面における欠け、きず及び穴を含み、集中節を除く。以下この項において同じ。）	狭い材面		径比が 20 %以下であること。	径比が 40 %以下であること。	径比が 60 %以下であること。
	広い材面	材縁部	径比が 15 %以下であること。	径比が 25 %以下であること。	径比が 35 %以下であること。
		中央部	径比が 30 %以下であること。	径比が 40 %以下であること。	径比が 70 %以下であること。
		円柱類の材面	径比が 17 %以下であること。	径比が 35 %以下であること。	径比が 53 %以下であること。
集中節（材面における欠け、きず及び穴を含む。以下この項において同じ。）	狭い材面		径比が 30 %以下であること。	径比が 60 %以下であること。	径比が 90 %以下であること。
	広い材面	材縁部	径比が 20 %以下であること。	径比が 40 %以下であること。	径比が 50 %以下であること。
		中央部	径比が 45 %以下であること。	径比が 60 %以下であること。	径比が 90 %以下であること。
		円柱類の材面	径比が 26 %以下であること。	径比が 53 %以下であること。	径比が 79 %以下であること。
丸 身			10 %以下であること。	20 %以下であること。	30 %以下であること。
貫通割れ	木 口		木口の長辺の寸法以下であること。	木口の長辺の寸法の1.5 倍以下であること。	木口の長辺の寸法の2.0 倍以下であること。
	材 面		ないこと。	材長の1／6 以下であること。	材長の1／3 以下であること。
目 ま わ り			木口の短辺の寸法の1／2 以下であること。	同左	二
繊維走向の傾斜比			1：12 以下であること。	1：8 以下であること。	1：6 以下であること。
平均年輪幅（ラジアタバインを除く。）			6 mm 以下であること。	8 mm 以下であること。	10mm 以下であること。
髓心部又は髓（ラジアタバインに限	木口の長辺が240mm 未満のも	髓の中心から半径50mm 以内の部分の年輪界がないこと。	同左	同左	

る。)	の 木口の長 辺 が 240mm 以上のも の	木口の長辺に係る材面 におけるりょう線から 材面の幅の1/3の距 離までの範囲において 髓の中心から半径 50mm 以内の部分の年 輪界がないこと。	同左	同左
腐	朽	ないこと。	1 程度の軽い腐れの 面積が腐れの存する 材面の面積の 10 % 以下であること。 2 程度の重い腐れが ないこと。 3 土台用にあつて は、腐れがないこと。	1 程度の軽い腐れの 面積が腐れの存する 材面の面積の 30 % 以下であること。 2 程度の重い腐れの 面積が腐れの存する 材面の面積の 10 % 以下であること。 3 土台用にあつて は、腐れがないこと。
曲がり（たいこ材を 除く。）		0.2 %以下であること。 ただし、仕上げ材にあ つては、0.1 %以下で あること。	0.5 %以下であること。 ただし、仕上げ材にあ つては、0.2 %以下で あること。	同左
狂い及びその他の欠 点		軽微なこと。	顕著でないこと。	利用上支障のないこ と。

(注) 1 この基準の判定は、不良面について行う。

2 丸身の基準の判定は、円柱類以外のものについて行う。

(2) 乙種構造材の基準

区 分		基 準		
		1 級	2 級	3 級
節		径比が 30 %以下であること。ただし、円柱類にあつては、26 %以下であること。	径比が 40 %以下であること。ただし、円柱類にあつては、35 %以下であること。	径比が 70 %以下であること。ただし、円柱類にあつては、62 %以下であること。
集 中 節		径比が 45 %以下であること。ただし、円柱類にあつては、39 %以下であること。	径比が 60 %以下であること。ただし、円柱類にあつては、53 %以下であること。	径比が 90 %以下であること。ただし、円柱類にあつては、79 %以下であること。
丸 身		10 %以下であること。	20 %以下であること。	30 %以下であること。
貫通割れ	木 口	木口の長辺の寸法以下であること。	木口の長辺の寸法の1.5 倍以下であること。	木口の長辺の寸法の2.0 倍以下であること。

	材 面	ないこと。	材長の1／6以下であること。	材長の1／3以下であること。
目 ま わ り		木口の短辺の寸法の1／2以下であること。	同左	二
繊維走向の傾斜比		1：12 以下であること。	1：8 以下であること。	1：6 以下であること。
平均年輪幅（ラジアタパインを除く。）		6 mm 以下であること。	8 mm 以下であること。	10mm 以下であること。
髄心部又は髄（ラジアタパインに限る。）	木口の長辺が240mm未満のもの	髄の中心から半径50mm 以内の部分の年輪界がないこと。	同左	同左
	木口の長辺が240mm以上のもの	木口の長辺に係る材面におけるりょう線から材面の幅の1／3の距離までの範囲において髄の中心から半径50mm 以内の部分の年輪界がないこと。	同左	同左
腐 朽		ないこと。	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 10 % 以下であること。 2 程度の重い腐れがないこと。	1 程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 30 % 以下であること。 2 程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 10 % 以下であること。
曲がり（たいこ材を除く。）		0.2 % 以下であること。 ただし、仕上げ材にあっては、0.1 % 以下であること。	0.5 % 以下であること。 ただし、仕上げ材にあっては、0.2 % 以下であること。	同左
狂い及びその他の欠点		軽微なこと。	顕著でないこと。	利用上支障のないこと。

(注) 1 この基準の判定は、不良面について行う。

2 丸身の基準の判定は、円柱類以外のものについて行う。

附属書 A

(規定)

目視等級区分構造用製材の標準寸法

A.1 目視等級区分構造用製材の標準寸法

目視等級区分構造用製材の標準寸法は、表 A.1 による。

表 A.1 目視等級区分構造用製材の標準寸法

単位 mm

木口の 短辺	木口の長辺																										
15									90		105	120															
18									90		105	120															
21									90		105	120															
24									90		105	120															
27			45		60		75		90		105	120															
30		39	45		60		75		90		105	120															
36	36	39	45		60	66	75		90		105	120															
39		39	45		60		75		90		105	120															
45			45	55	60		75		90		105	120															
60					60		75		90		105	120															
75							75		90		105	120															
80								80	90		105	120															
90									90		105	120	135	150	180		210	240	270	300	330	360					
100										100	105	120	135	150	180		210	240	270	300	330	360	390				
105											105	120	135	150	180		210	240	270	300	330	360	390				
120												120	135	150	180		210	240	270	300	330	360	390				
135													135	150	180		210	240	270	300	330	360	390				
150														150	180		210	240	270	300	330	360	390				
180															180		210	240	270	300	330	360	390				
200																200	210	240	270	300	330	360	390				
210																	210	240	270	300	330	360	390				
240																		240	270	300	330	360	390				
270																			270	300	330	360	390				
300																					300	330	360	390			

【新設】

製材—第4部：機械等級区分構造用製材

Sawn Lumber — Part 4 : Machine Stress Rated Structural Softwood Lumber

1 適用範囲

この規格は、構造用製材のうち、人工乾燥処理を施した材のヤング係数を機械によって測定し、等級区分するものについて規定する。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JAS 1083-1 による。

3 品質

3.1 曲げ性能

4.1 曲げ試験によって曲げヤング係数を測定し、その数値が、表1の左欄に掲げる等級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値を満たしていなければならない。

表1—曲げヤング係数の基準

単位 GPa 又は 10 ³ N/mm ²	
等級	曲げヤング係数
E 50	3.9 以上 5.9 未満
E 70	5.9 以上 7.8 未満
E 90	7.8 以上 9.8 未満
E110	9.8 以上 11.8 未満
E130	11.8 以上 13.7 未満
E150	13.7 以上

3.2 節（材面における欠け、きず及び穴を含み、集中節を除く。以下この項において同じ。）

径比が70 % 以下でなければならない。ただし、円柱類にあっては、径比が62 % 以下でなければならない。なお、基準の判定は、不良面について行う。

3.3 集中節（材面における欠け、きず及び穴を含む。）

径比が90 % 以下でなければならない。ただし、円柱類にあっては、径比が79 % 以下でなければならない。なお、基準の判定は、不良面について行う。

3.4 丸身

30 % 以下でなければならない。なお、基準の判定は、不良面について行う。

3.5 貫通割れ

a)及びb)の基準を満たさなければならない。なお、基準の判定は、不良面について行う。

a) 木口 木口の長辺の寸法の2.0 倍以下でなければならない。

b) 材面 材長の1 / 3 以下でなければならない。

3.6 目まわり

【新設】

【新設】

【新設】

(機械等級区分構造用製材の規格)

第6条 機械等級区分構造用製材の規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準																					
品 質	曲 げ 性 能	別記の3の(4)の曲げ試験により曲げヤング係数を測定し、その数値が、表 10 の左欄に掲げる等級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値を満たすものであること。 表 10 曲げヤング係数の基準 <table><tr><th>等 級</th><th colspan="2">曲げヤング係数 (GPa 又は 10³ N／mm²)</th></tr><tr><td>E 050</td><td>03.9 以上</td><td>05.9 未満</td></tr><tr><td>E 070</td><td>05.9 以上</td><td>07.8 未満</td></tr><tr><td>E 090</td><td>07.8 以上</td><td>09.8 未満</td></tr><tr><td>E 110</td><td>09.8 以上</td><td>11.8 未満</td></tr><tr><td>E 130</td><td>11.8 以上</td><td>13.7 未満</td></tr><tr><td>E 150</td><td>13.7 以上</td><td>00.0 未満</td></tr></table>	等 級	曲げヤング係数 (GPa 又は 10 ³ N／mm ²)		E 050	03.9 以上	05.9 未満	E 070	05.9 以上	07.8 未満	E 090	07.8 以上	09.8 未満	E 110	09.8 以上	11.8 未満	E 130	11.8 以上	13.7 未満	E 150	13.7 以上	00.0 未満
	等 級	曲げヤング係数 (GPa 又は 10 ³ N／mm ²)																					
E 050	03.9 以上	05.9 未満																					
E 070	05.9 以上	07.8 未満																					
E 090	07.8 以上	09.8 未満																					
E 110	09.8 以上	11.8 未満																					
E 130	11.8 以上	13.7 未満																					
E 150	13.7 以上	00.0 未満																					
	節（材面における欠け、きず及び穴を含み、集中節を除く。以下この項において同じ。）	径比が 70 %以下であること。ただし、円柱類にあっては、径比が 62 %以下であること。																					
	集中節（材面における欠け、きず及び穴を含む。）	径比が 90 %以下であること。ただし、円柱類にあっては、径比が 79 %以下であること。																					
	丸 身	30 %以下であること。																					
	貫通割れ																						
	木 口	木口の長辺の寸法の 2.0 倍以下であること。																					
	材 面	材長の 1／3 以下であること。																					
	目 ま わ り	利用上支障のないこと。																					

利用上支障があつてはならない。 <u>なお、基準の判定は、不良面について行う。</u>		
3.7 腐朽		
程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 30 % 以下であつて、かつ、程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 10 % 以下で <u>なければならない</u> 。ただし、土台用にあつては、腐れがあつてはならない。 <u>なお、基準の判定は、不良面について行う。</u>		
3.8 曲がり（たいこ材を除く。）		
0.5 % 以下とする。 <u>ただし、仕上げ材にあつては、0.2 % 以下でなければならない</u> 。 <u>なお、基準の判定は、不良面について行う。</u>		
3.9 狂い及びその他の欠点		
利用上支障があつてはならない。 <u>なお、基準の判定は、不良面について行う。</u>		
3.10 インサイジング		
インサイジングは、欠点とみなさない。ただし、その仕様は、製材の曲げ強さ及び曲げヤング係数の低下が 1 割を超えない範囲内でなければならない。		
3.11 保存処理		
保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、次に掲げる基準に適合しなければならない。		
3.11.1 木材保存剤の種類		
<u>JAS 1083-1 の 5 に規定する木材保存剤によって保存処理が行われていなければならない。</u>		
3.11.2 浸潤度		
<u>JAS 1083-1 の 7.2 浸潤度試験の結果、辺材部分及び心材部分の浸潤度（試験片の切断面が辺材部分のみ又は心材部分のみから成る場合にあっては、当該辺材部分又は心材部分の浸潤度）が、表 2 の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる樹種区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合していなければならない。</u>		
表 2－浸潤度の基準		
性能	樹種区分	基準
K1	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 90 % 以上
K2	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 20 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K3	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K4	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15 mm（木口の短辺が 90 mm を超える製材にあつては、20 mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K5	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15mm（木口の短辺が 90 mm を超える製材にあつては、20 mm。ただし、円柱類にあつては、全ての直径において 30 mm。）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上

腐	朽	程度の軽い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 30 % 以下であつて、かつ、程度の重い腐れの面積が腐れの存する材面の面積の 10 % 以下で <u>あること</u> 。ただし、土台用にあつては、腐れが <u>ないこと</u> 。
曲がり（たいこ材を除く。）		0.5 % 以下で <u>あること</u> 。
狂い及びその他の欠点		利用上支障の <u>ないこと</u> 。
インサイジング		前条第 1 項の表インサイジングの項の基準に同じ。
保	存	処
理		前条第 1 項の表保存処理の項の基準に同じ。

注^{a)} 心材の耐久性区分 D₁ の樹種は、ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパインとする。

^{b)} 心材の耐久性区分 D₂ の樹種は、注^{a)}に掲げる樹種以外のものとする。

3.11.3 吸収量

JAS 1083-1 の 7.3 吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、表 3 の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、各有効成分が JIS K 1570 に規定する配合比の最小値に表 3 の基準値を乗じた値以上であって、かつ、各有効成分の合計が表 5 の基準に適合しなければならない。

表 3－吸収量の基準

性能区分	使用した薬剤の種類	薬剤の記号	基準
K1	ほう素化合物系	B	ほう酸として 1.2 kg/m ³ 以上
K2	第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド（以下「DDAC」という。）として 2.3 kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・N－アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロリド（以下「BKC」という。）として 1.3 kg/m ³ 以上
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 1.3 kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	CUAZ	酸化銅・シプロコナゾールとして 0.5 kg/m ³ 以上
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	ほう酸・DDAC として 1.6 kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	N, N－ジデシル－N－メチル－ポリオキシエチルアンモニウムプロピオネート（以下「DMPAP」という。）・シラフルオフェンとして 1.3 kg/m ³ 以上
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 1.2 kg/m ³ 以上
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 0.5 kg/m ³ 以上
		NZN-E	亜鉛として 1.0 kg/m ³ 以上
		VZN-E	亜鉛・ベルメトリンとして 1.3 kg/m ³ 以上
	ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として 0.4 kg/m ³ 以上
		NZN-O	亜鉛として 0.8 kg/m ³ 以上
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.08 kg/m ³ 以上
K3	第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDAC として 4.5 kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・BKC として 2.6 kg/m ³ 以上
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 2.6 kg/m ³ 以上

K4	銅・アゾール化合物系	<u>CUAZ</u>	<u>酸化銅・シプロコナゾールとして 1.0 kg/m³ 以上</u>
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	<u>BAAC</u>	<u>ほう酸・DDAC として 3.2 kg/m³ 以上</u>
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	<u>SAAC</u>	<u>DMPAP・シラフルオフエンとして 2.5 kg/m³ 以上</u>
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZNA</u>	<u>DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 2.4 kg/m³ 以上</u>
	脂肪酸金属塩系	<u>NCU-E</u>	<u>銅として 1.0 kg/m³ 以上</u>
		<u>NZN-E</u>	<u>亜鉛として 2.0 kg/m³ 以上</u>
		<u>VZN-E</u>	<u>亜鉛・ペルメトリンとして 2.5 kg/m³ 以上</u>
	ナフテン酸金属塩系	<u>NCU-O</u>	<u>銅として 0.8 kg/m³ 以上</u>
		<u>NZN-O</u>	<u>亜鉛として 1.6 kg/m³ 以上</u>
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZN</u>	<u>シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.15 kg/m³ 以上</u>
	第四級アンモニウム化合物系	<u>AAC-1</u>	<u>DDAC として 9.0 kg/m³ 以上</u>
	銅・第四級アンモニウム化合物系	<u>ACQ-1</u>	<u>酸化銅・BKC として 5.2 kg/m³ 以上</u>
		<u>ACQ-2</u>	<u>酸化銅・DDAC として 5.2 kg/m³ 以上</u>
	銅・アゾール化合物系	<u>CUAZ</u>	<u>酸化銅・シプロコナゾールとして 2.0 kg/m³ 以上</u>
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	<u>BAAC</u>	<u>ほう酸・DDAC として 6.4 kg/m³ 以上</u>
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	<u>SAAC</u>	<u>DMPAP・シラフルオフエンとして 5.0 kg/m³ 以上</u>
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZNA</u>	<u>DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 4.8 kg/m³ 以上</u>
	脂肪酸金属塩系	<u>NCU-E</u>	<u>銅として 1.5 kg/m³ 以上</u>
		<u>NZN-E</u>	<u>亜鉛として 4.0 kg/m³ 以上</u>
		<u>VZN-E</u>	<u>亜鉛・ペルメトリンとして 5.0 kg/m³ 以上</u>
	ナフテン酸金属塩系	<u>NCU-O</u>	<u>銅として 1.2 kg/m³ 以上</u>
		<u>NZN-O</u>	<u>亜鉛として 3.2 kg/m³ 以上</u>
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZN</u>	<u>シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.30 kg/m³ 以上</u>
K5	クレオソート油	<u>A</u>	<u>クレオソート油として 80 kg/m³ 以上</u>
	銅・第四級アンモニウム化合物系	<u>ACQ-1</u>	<u>酸化銅・BKC として 10.5 kg/m³ 以上</u>
		<u>ACQ-2</u>	<u>酸化銅・DDAC として 10.5 kg/m³ 以上</u>
	脂肪酸金属塩系	<u>NCU-E</u>	<u>銅として 2.3 kg/m³ 以上</u>

ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として 1.8 kg/m ³ 以上
クレオソート油	A	クレオソート油として 170 kg/m ³ 以上

3.12 含水率

JAS 1083-1 の 7.1 含水率試験の結果、含水率の平均値が表 4 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下でなければならない。

表 4 ー人工乾燥処理を施したものの含水率の基準

		単位 %
区分		基準
仕上げ材	SD15 と表示するもの	15 %
	SD20 と表示するもの	20 %
未仕上げ材	D15 と表示するもの	15 %
	D20 と表示するもの	20 %
	D25 と表示するもの	25 %

3.13 寸法

表示された寸法と測定した寸法との差が、表 5 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下でなければならない。なお、標準寸法は、附属書 A のとおりとする。

表 5 ー寸法の許容差

区分				単位 mm	
		人工乾燥 の表示	木口の短 辺及び木 口の長辺	表示された寸法と測定 した寸法との差	
木口の短辺 及び 木口の長辺	仕上げ材	SD15	75 未満	+ 1.5	- 0.5
			75 以上	+ 2.0	- 0.5
		SD20	75 未満	+ 1.5	- 0
			75 以上	+ 2.0	- 0
	未仕上げ材	D15, D20, 及び D25	75 未満	+ 1.5	- 0
			75 以上	+ 2.0	- 0
			105 未満		
材長	仕上げ材	＝	＝	+ 制限なし	- 1.0
	未仕上げ材	＝	＝	+ 制限なし	- 0

4 試験

4.1 曲げ試験

4.1.1 手順

試験製材を用い、図 1（例）に示す方法によって、適当な初期荷重を加えたときと最終荷重を加えたときとのたわみの差を測定し、曲げヤング係数を求める。

含水率		前条第 1 項の表含水率の項の基準に同じ。
寸法		前条第 1 項の表寸法の項の基準に同じ。
【新設】		

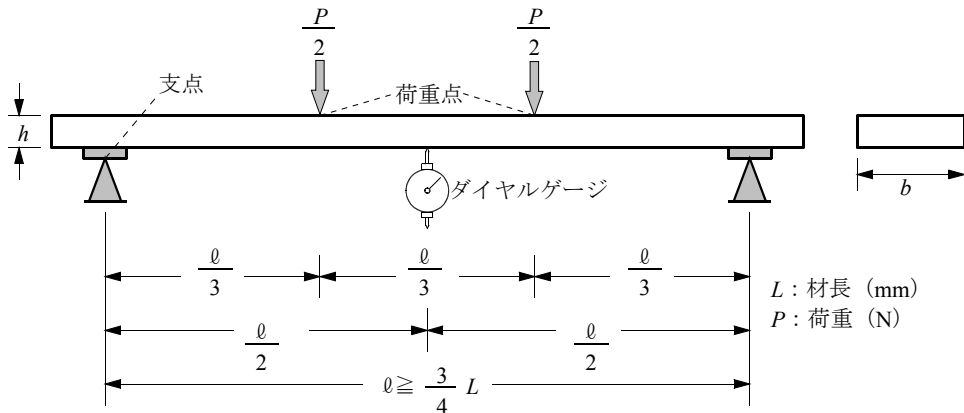


図 1－曲げ試験

4.1.2 曲げヤング係数の算出

式(1)によって曲げヤング係数を求める。ただし、スパンの試験製材の木口の短辺に対する比が 18 以上のものにあつては、算出した曲げヤング係数に表 6 の左欄に掲げるスパンの試験製材の木口の短辺に対する比の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる係数を乗じて得た数値をその曲げヤング係数とする。

$$\sigma = \frac{23 \times \Delta P \times \ell^3}{1296 \times \Delta y \times I} \dots\dots\dots (1)$$

- ここに、
 σ : 曲げヤング係数 (GPa 又は 10^3 N/mm^2)
 ΔP : 比例域における初期荷重と最終荷重との差 (N)
 ℓ : スパン (mm)
 Δy : ΔP に対応するスパン中央のたわみ (mm)
 I : 断面 2 次モーメント (材種によって以下のとおりとする。)

- a) 板類及び角類 $\frac{b \times h^3}{12}$
 b) 円柱類 $\frac{\pi}{64} \times d^4$
 b : 試験製材の木口の長辺 (mm)
 ただし、たいこ材にあつては、たいこ材の直径とする。
 h : 試験製材の木口の短辺 (mm)
 π : 円周率 (= 3.14)
 d : 試験製材の直径 (mm)

表 6－係数

スパンの試験製材の木口の短辺に対する比	係 数
18	1.000

<u>18 超</u>	<u>21 以下</u>	<u>0.988</u>
<u>21 超</u>	<u>24 以下</u>	<u>0.981</u>
<u>24 超</u>	<u>27 以下</u>	<u>0.975</u>
<u>27 超</u>	<u>30 以下</u>	<u>0.972</u>
<u>30 超</u>	<u>33 以下</u>	<u>0.969</u>
<u>33 超</u>	<u>36 以下</u>	<u>0.967</u>
<u>36 超</u>	<u>39 以下</u>	<u>0.965</u>
<u>39 超</u>	<u>42 以下</u>	<u>0.964</u>
<u>42 超</u>	<u>45 以下</u>	<u>0.963</u>
<u>45 超</u>	<u>48 以下</u>	<u>0.962</u>
<u>48 超</u>	<u>51 以下</u>	<u>0.961</u>
<u>51 超</u>	<u>54 以下</u>	<u>0.961</u>
<u>54 超</u>	<u>57 以下</u>	<u>0.960</u>
<u>57 超</u>		<u>0.960</u>

5 表示

5.1 表示事項

a) **表示事項** 次に掲げる事項が表示しなければならない。

- 1) 樹種名
- 2) 等級
- 3) 寸法
- 4) 含水率
- 5) 製造業者又は販売業者（輸入品にあっては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字

【削る】

b) 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、5.1a)に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。

c) 材面の美観について選別した旨の表示がしてあるものにあつては、5.1a)及び 5.1b)に規定するもののほか、材面ごとの美観を評価した旨を表示しなければならない。

5.2 表示の方法

5.2.1 事項の表示

5.1a)1)から 4)まで、5.1b)及び 5.1c)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われていなければならない。

a) **樹種名** 最も一般的な名称をもって記載すること。

b) **等級** 等級の表示については、3.1の表1の左欄に掲げる等級の区分を記載しなければならない。

表 示 事 項	表 示 事 項	<u>1</u> 次に掲げる事項が表示してあること。 (1) 樹種名 (2) 等級 (3) 寸法 【新設】 (4) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字 <u>2</u> 乾燥処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、<u>1</u>に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示してあること。 <u>3</u> 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、<u>1</u>及び<u>2</u>に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示してあること。 <u>4</u> 材面の美観について選別した旨の表示がしてあるものにあつては、<u>1</u>から<u>3</u>に規定するもののほか、材面ごとの美観を評価した旨を表示してあること。
表 示 の 方 法	表 示 の 方 法	<u>1</u> 表示事項の項の<u>1</u>の(1)から(3)まで及び<u>2</u>から<u>4</u>までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 樹種名 最も一般的な名称をもって記載すること。 (2) 等級

ただし、たいこ材に該当するものにあっては、それぞれの等級の表示の後に「(たいこ)」と記載すること。なお、曲げ性能の適合性を確認した複数の等級の荷口について、各本ごとに単一等級によって表示する場合にあっては、当該荷口に含まれる最下位の等級の区分を記載し、当該区分の後に「(以上)」と記載しなければならない。 c) 寸法 寸法の表示にあっては、次に定めるところによって記載しなければならない。 1) 木口の短辺、木口の長辺及び材長について、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位によって、木口の短辺、木口の長辺及び材長の順に記載しなければならない。 2) たいこ材にあっては、木口の長辺の表示の後に、括弧書によって、たいこ材にあっては、たいこ材の直径を記載しなければならない。 3) 円柱類にあっては、木口の短辺及び木口の長辺を一つにまとめて記載してもよい。 d) 乾燥処理 次に定めるところによって記載しなければならない。 1) 仕上げ材にあっては、含水率が 15 % 以下のものは「SD15」と、20 % 以下のものは「SD20」と記載しなければならない。 2) 未仕上げ材にあっては、含水率が 15 % 以下のものは「D15」と、20 % 以下のものは「D20」と、25 % 以下のものは「D25」と記載しなければならない。 e) 保存処理 性能区分が、K1 のものにあっては「保存処理 K1」又は「保存 K1」と、K2 のものにあっては「保存処理 K2」又は「保存 K2」と、K3 のものにあっては「保存処理 K3」又は「保存 K3」と、K4 のものにあっては「保存処理 K4」又は「保存 K4」と、K5 のものにあっては「保存処理 K5」又は「保存 K5」と記載するほか、使用した木材保存剤を JAS 1083-1 の 5 の表 1 の中欄に掲げる薬剤名又は同表の右欄に掲げる薬剤の記号をもって記載しなければならない。 f) 材面の美観 材面の美観を表示する場合にあっては、JAS 1083-2 の表 1 に規定する材面の品質の基準（曲がりの項及びそり（幅ぞりを含む。）又はねじれの項に規定するものを除く。）以上の欠点が存在しない材面数に応じ、それぞれ、「四方無節」、「三方無節」、「二方無節」若しくは「一方無節」、「四方上小節」、「三方上小節」、「二方上小節」若しくは「一方上小節」、「四方小節」、「三方小節」、「二方小節」若しくは「一方小節」又は「並」と記載すること。ただし、「四方」にあっては「□」と、「三方」にあっては「 」と、「二方」にあっては「┘又は└」と、「一方」にあっては「┘」と記載してもよい。 5.2.2 事項の表示箇所 5.1 に規定する事項は、各本ごとに見やすい箇所に明瞭にしなければならない。ただし、最終使用者に至るまで荷姿が変わらないことが確実な場合にあっては、各束ごととしてもよい。 5.3 表示禁止事項 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。 a) 5.1 の規定によって表示してある事項の内容及と矛盾する用語 b) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示 【削る】	等級の表示については、<u>曲げ性能の項の表 10</u> の左欄に掲げる等級の区分を記載すること。ただし、たいこ材に該当するものにあっては、それぞれの等級の表示の後に「(たいこ)」と記載すること。なお、曲げ性能の適合性を確認した複数の等級の荷口について、各本ごとに単一等級により表示する場合にあっては、当該荷口に含まれる最下位の等級の区分を記載し、当該区分の後に「(以上)」と記載すること。 (3) 寸法 前条第 1 項の表表示の方法の項の(4)に同じ。 (4) 乾燥処理 前条第 1 項の表表示の方法の項の(5)に同じ。 (5) 保存処理 第 4 条第 1 項の表表示の方法の項の(5)に同じ。 (6) 材面の美観 前条第 1 項の表表示の方法の項の(7)に同じ。 2 前条第 1 項の表表示の方法の項の 2 に同じ。 表 示 禁 止 事 項 第 4 条第 1 項の表表示禁止事項に同じ。 (注) 節から狂い及びその他の欠点までの基準の判定は、不良面について行う。
---	--

附属書 A

(規定)

機械等級区分構造用製材の標準寸法

A.1 機械等級区分構造用製材の標準寸法

機械等級区分構造用製材の標準寸法は、表 A.1 による。

表 A.1 ー 機械等級区分構造用製材の標準寸法

単位 mm

木口の 短辺	木口の長辺																										
15								90		105	120																
18								90		105	120																
21								90		105	120																
24								90		105	120																
27			45		60		75	90		105	120																
30		39	45		60		75	90		105	120																
36	36	39	45		60	66	75	90		105	120																
39		39	45		60		75	90		105	120																
45			45	55	60		75	90		105	120																
60					60		75	90		105	120																
75							75	90		105	120																
80							80	90		105	120																
90								90		105	120	135	150	180		210	240	270	300	330	360						
100									100	105	120	135	150	180		210	240	270	300	330	360	390					
105										105	120	135	150	180		210	240	270	300	330	360	390					
120											120	135	150	180		210	240	270	300	330	360	390					
135												135	150	180		210	240	270	300	330	360	390					
150													150	180		210	240	270	300	330	360	390					
180														180		210	240	270	300	330	360	390					
200															200	210	240	270	300	330	360	390					
210																210	240	270	300	330	360	390					
240																	240	270	300	330	360	390					
270																		270	300	330	360	390					
300																			300	330	360	390					

製材－第 5 部：下地用製材

Sawn Lumber — Part 5 : Sawn Lumber for Backing Material

1 適用範囲

この規格は、製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、建築物の屋根、床、壁等の下地（外部から見えない部分をいう。）に使用することを主な目的とするものについて規定する。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JAS 1083-1 によるほか、次による。

2.1

押角

下地用製材のうち、丸身が 50 % を超え、かつ、材面にひき面がある部分における横断面の辺の欠を補った形が正方形であるもの。

3 品質

3.1 材面の品質

表 1 の基準に適合しなければならない。ただし、押角を除く。

表 1－材面の品質の基準

区分		基準 ^{a)}	
		1 級	2 級
節（材面における欠け、きず及び穴を含む。）		径比が 30 % 以下	径比が 60 % 以下
丸身（りょう線上に存する欠け及びきずを含む。）		30 % 以下	50 % 以下
貫通割れ	木口	木口の長辺の 1.5 倍以下	木口の長辺の 2.0 倍以下
	材面	材長の 1 / 6 以下	材長の 1 / 3 以下
曲がり	木口の短辺及び木口の長辺が 75 mm 以下のもの、又は木口の長辺が 75 mm を超え、かつ、木口の短辺が 30 mm 以下のもの	1.0 % 以下	1.5 % 以下
	上記以外の寸法のもの	0.5 % 以下	1.0 % 以下
そり（幅ぞりを含む。）又はねじれ		軽微であること。	顕著でないこと。
腐朽、変色、入り皮、やにつば、かび、あてその他の欠点		軽微であること。	顕著でないこと。
注 ^{a)} この基準の判定は、不良面について行う。			

3.2 インサイジング（まくら木用を除く。）

インサイジングは、欠点とみなさない。ただし、その仕様は、製材の曲げ強さ及び曲げヤング係数

【新設】

（下地用製材の規格）

第 7 条 下地用製材の規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	材 面 の 品 質	第 2 項に規定するところによる。
	【新設】	
インサイジング（まくら木用を除		第 5 条第 1 項の表インサイジングの項に同じ。

の低下が1割を超えない範囲内とする。

3.3 保存処理（まくら木用を除く。）

保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、次に掲げる基準に適合しなければならない。

3.3.1 木材保存剤の種類

JAS 1083-1 の 5 に規定する木材保存剤によって保存処理が行われていなければならない。

3.3.2 浸潤度

JAS 1083-1 の 7.2 浸潤度試験の結果、辺材部分及び心材部分の浸潤度（試験片の切断面が辺材部分のみ又は心材部分のみから成る場合にあっては、当該辺材部分又は心材部分の浸潤度）が、表 2 の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる樹種区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。

表 2－浸潤度の基準

性能区分	樹種区分	基準
K1	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 90 % 以上
K2	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 20 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K3	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K4	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15 mm（木口の短辺が 90 mm を超える製材にあつては、20 mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
K5	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15mm（木口の短辺が 90 mm を超える製材にあつては、20 mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上

注 ^{a)} 心材の耐久性区分 D₁ の樹種は、ヒノキ、ヒバ、スギ、カラマツ、ベイヒ、ベイスギ、ベイヒバ、ベイマツ、ダフリカカラマツ及びサイプレスパインとする。

^{b)} 心材の耐久性区分 D₂ の樹種は、注 ^{a)} に掲げる樹種以外のものとする。

3.3.3 吸収量

JAS 1083-1 の 7.3 吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、表 3 の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、各有効成分が JIS K 1570 に規定する配合比の最小値に表 3 の基準値を乗じた値以上であつて、かつ、各有効成分の合計が表 3 の基準に適合しなければならない。

表 3－吸収量の基準

性能区分	使用した薬剤の種類	薬剤の記号	基準
------	-----------	-------	----

く。）

保存処理（まくら木用を除く。）

第 4 条第 1 項の表保存処理の項に同じ。

K1	ほう素化合物系	B	ほう酸として 1.2 kg/m ³ 以上
K2	第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド（以下「DDAC」という。）として 2.3 kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・N-アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロリド（以下「BKC」という。）として 1.3 kg/m ³ 以上
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 1.3 kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	CUAZ	酸化銅・シプロコナゾールとして 0.5 kg/m ³ 以上
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	ほう酸・DDAC として 1.6 kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	N, N-ジデシル-N-メチル-ポリオキシエチルアンモニウムプロピオネート（以下「DMPAP」という。）・シラフルオフエンとして 1.3 kg/m ³ 以上
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 1.2 kg/m ³ 以上
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 0.5 kg/m ³ 以上
		NZN-E	亜鉛として 1.0 kg/m ³ 以上
		VZN-E	亜鉛・ペルメトリンとして 1.3 kg/m ³ 以上
K3	ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として 0.4 kg/m ³ 以上
		NZN-O	亜鉛として 0.8 kg/m ³ 以上
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.08 kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム化合物系	AAC-1	DDAC として 4.5 kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・BKC として 2.6 kg/m ³ 以上
		ACQ-2	酸化銅・DDAC として 2.6 kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	CUAZ	酸化銅・シプロコナゾールとして 1.0 kg/m ³ 以上
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	ほう酸・DDAC として 3.2 kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シラフルオフエンとして 2.5 kg/m ³ 以上
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 2.4 kg/m ³ 以上
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として 1.0 kg/m ³ 以上
		NZN-E	亜鉛として 2.0 kg/m ³ 以上
		VZN-E	亜鉛・ペルメトリンとして 2.5 kg/m ³ 以上
	ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として 0.8 kg/m ³ 以上

		<u>NZN-O</u>	<u>亜鉛として 1.6 kg/m³ 以上</u>
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZN</u>	<u>シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.15 kg/m³ 以上</u>
K4	第四級アンモニウム化合物系	<u>AAC-1</u>	<u>DDAC として 9.0 kg/m³ 以上</u>
	銅・第四級アンモニウム化合物系	<u>ACQ-1</u>	<u>酸化銅・BKC として 5.2 kg/m³ 以上</u>
		<u>ACQ-2</u>	<u>酸化銅・DDAC として 5.2 kg/m³ 以上</u>
	銅・アゾール化合物系	<u>CUAZ</u>	<u>酸化銅・シプロコナゾールとして 2.0 kg/m³ 以上</u>
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	<u>BAAC</u>	<u>ほう酸・DDAC として 6.4 kg/m³ 以上</u>
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	<u>SAAC</u>	<u>DMPAP・シラフルオフエンとして 5.0 kg/m³ 以上</u>
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZNA</u>	<u>DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして 4.8 kg/m³ 以上</u>
	脂肪酸金属塩系	<u>NCU-E</u>	<u>銅として 1.5 kg/m³ 以上</u>
		<u>NZN-E</u>	<u>亜鉛として 4.0 kg/m³ 以上</u>
		<u>VZN-E</u>	<u>亜鉛・ペルメトリンとして 5.0 kg/m³ 以上</u>
	ナフテン酸金属塩系	<u>NCU-O</u>	<u>銅として 1.2 kg/m³ 以上</u>
		<u>NZN-O</u>	<u>亜鉛として 3.2 kg/m³ 以上</u>
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZN</u>	<u>シプロコナゾール・イミダクロプリドとして 0.30 kg/m³ 以上</u>
	クレオソート油	<u>A</u>	<u>クレオソート油として 80 kg/m³ 以上</u>
K5	銅・第四級アンモニウム化合物系	<u>ACQ-1</u>	<u>酸化銅・BKC として 10.5 kg/m³ 以上</u>
		<u>ACQ-2</u>	<u>酸化銅・DDAC として 10.5 kg/m³ 以上</u>
	脂肪酸金属塩系	<u>NCU-E</u>	<u>銅として 2.3 kg/m³ 以上</u>
	ナフテン酸金属塩系	<u>NCU-O</u>	<u>銅として 1.8 kg/m³ 以上</u>
	クレオソート油	<u>A</u>	<u>クレオソート油として 170 kg/m³ 以上</u>

3.4 含水率

3.4.1 人工乾燥処理を施した旨の表示をするものの含水率

人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、**JAS 1083-1 の 7.1 含水率試験**の結果、**表 4**の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下でなければならない。

表 4 人工乾燥処理を施したものの含水率の基準

		単位 %
区分		基準
仕上げ材	SD15 と表示するもの	15
	SD20 と表示するもの	20

含水率	1	人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、別記の 3 の (1) の含水率試験の結果、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が、表 11 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。								
	表 11	人工乾燥処理を施したものの含水率の基準								
		<table> <tr> <th colspan="2">区 分</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td rowspan="2">仕上げ材</td><td>S D 15 と表示するもの</td><td>15 %</td></tr> <tr> <td>S D 20 と表示するもの</td><td>20 %</td></tr> </table>	区 分		基 準	仕上げ材	S D 15 と表示するもの	15 %	S D 20 と表示するもの	20 %
区 分		基 準								
仕上げ材	S D 15 と表示するもの	15 %								
	S D 20 と表示するもの	20 %								

未仕上げ材	D 15 と表示するもの	15
	D 20 と表示するもの	20

3.4.2 天然乾燥処理を施した旨の表示をするものの含水率

天然乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、JAS 1083-1 の 7.1 含水率試験の結果、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が、30 % 以下でなければならない。

3.5 寸法

表示された寸法と測定した寸法との差が、表 5 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下でなければならない。なお、下地用製材の標準寸法は、附属書 A の表 A.1 とおりとする。

表 5 一寸法の許容差

単位 mm

区分				表示された寸法と測定した寸法との差	
			人工乾燥 の表示	木口の短 辺及び木 口の長辺	
木口の 短辺及 び木口 の長辺	人工乾 燥処理 を施し たもの	仕上げ材	SD15	75 未満	+ 1.0 - 0.5
				75 以上	+ 1.5 - 0.5
			SD20	75 未満	+ 1.0 - 0
				75 以上	+ 1.5 - 0
		未仕上げ材	D15, D20	75 未満	+ 2.0 - 0
			及び D25	75 以上	+ 3.0 - 0
		人工乾燥処理を施していないもの			+ 制限なし - 0
材長				+ 制限なし - 0	
注 ^{*)} まくら木用と表示するものにあつては、その標準寸法を附属書 A の表 A.2 のとおりとし、表示された寸法と測定した寸法との差は、表 5 によらず、それぞれ± 5 mm とする。					

表 6 一押角及び耳付材の寸法の許容差

単位 mm

区分	表示された寸法と測定した寸法との差
----	-------------------

未仕上げ材	D 15 と表示するもの	15 %
	D 20 と表示するもの	20 %

2 第 4 条第 1 項の表含水率の項の 2 に同じ。

寸 法 表示された寸法と測定した寸法との差が、表 12 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。ただし、仕上げ材のうち、SD 15 と表示するものにあつては同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「－ 0」とあるのは「－ 0.5」と、押角及び耳付材にあつては同項中「－ 0」とあるのは「－ 1.0」（木口の短辺が 1.5 cm 未満のものにあつては、木口の短辺のみ「－ 0.5」と読み替えるものとする。なお、下地用製材の標準寸法は、別表 3 のとおりとする。

表 12 寸法の許容差

(単位：mm)

区 分				表示された寸法と測定した寸法との差	
木口の短辺及び木口の長辺	人工乾燥処理を施したものの	仕上げ材	【新設】		
			【新設】		
			75 未満	+ 1.0	－ 0
			75 以上	+ 1.5	－ 0
		未仕上 げ材	75 未満	+ 2.0	－ 0
	75 以上		+ 3.0	－ 0	
	人工乾燥処理を施していないもの			+ 制限なし	－ 0
材 長			+ 制限なし	－ 0	

(注) 1 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が 6 cm 未満のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺とし、それ以外のものにあつては材長方向の中央部における上辺及び下辺の平均値とする。

2 まくら木用と表示するものにあつては、その標準寸法を別表 4 のとおりとし、表示された寸法と測定した寸法との差は、表 12 によらず、それぞれ± 5 mm とする。

木口の短辺が 1.5cm 未満のもの	木口の短辺	+制限なし	- 0.5
	木口の長辺	+制限なし	- 1.0
木口の短辺が 1.5cm 以上のもの		+制限なし	- 1.0
材長		+制限なし	- 0
注^{a)} 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が 6 cm 未満のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺とし、それ以外のものにあつては材長方向の中央部における上辺及び下辺の平均値とする。			

4 表示

4.1 表示事項

a) 次に掲げる事項が表示しなければならない。

- 1) 樹種名
- 2) 等級
- 3) 寸法
- 4) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字

b) 乾燥処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、**4.1a)**に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。

c) 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、**4.1a)**及び **4.1b)**に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。

d) 東に表示する場合にあつては、**4.1a)**から **4.1c)**までに規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。

4.2 表示の方法

4.2.1 事項の表示

4.1a)1)から **3)**まで、**4.1b)**及び **4.1c)**に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によつて行われていなければならない。

a) **樹種名** 最も一般的な名称をもって記載しなければならない。

b) **等級** **表 1**の右欄に掲げる等級に応じ、それぞれ、「1 級」又は「2 級」と記載しなければならない。ただし、次に掲げる材種にあつては、次に定めるとおりとする。

- 1) 押角に該当するものにあつては、「押角」と記載しなければならない。
- 2) 板類であつて耳付材に該当するものにあつては、「1 級（耳付）」又は「2 級（耳付）」と記載なければならない。
- 3) まくら木用として表示する場合にあつては、「1 級（まくら木用）」又は「2 級（まくら木用）」と記載してもよい。なお、材面の品質の基準に適合しないものであつて寸法の基準に適合するものについて表示する場合にあつては、「まくら木用」と記載しなければならない。

表	表示事項	1 次に掲げる事項が表示<u>してあること</u>。 (1) 樹種名 (2) 等級 (3) 寸法 (4) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字 2 乾燥処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、<u>1</u>に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示<u>してあること</u>。 3 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、<u>1</u>及び<u>2</u>に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示<u>してあること</u>。 4 東に表示する場合にあつては、<u>1</u>から<u>3</u>までに規定するもののほか、入り数を表示<u>してあること</u>。
示		
表 示 の 方 法		1 表示事項の項の 1 の(1)から(3)まで、<u>2</u>及び<u>3</u>に掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 樹種名 最も一般的な名称をもって記載<u>すること</u>。 (2) 等級 第 2 項の表の右欄に掲げる等級に応じ、それぞれ、「1 級」又は「2 級」と記載<u>すること</u>。ただし、次に掲げる材種にあつては、次に定めるとおりとする<u>こと</u>。 ア 押角に該当するものにあつては、「押角」と記載<u>することができる</u>。 イ 板類であつて耳付材に該当するものにあつては、「1 級（耳付）」又は「2 級（耳付）」と記載<u>すること</u>。 ウ まくら木用として表示する場合にあつては、「1 級（まくら木用）」又は「2 級（まくら木用）」と記載<u>ことができる</u>。 なお、材面の品質の基準に適合しないものであつて寸法の基準

c) 寸法 寸法の表示にあっては、木口の短辺、木口の長辺及び材長について、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位によって、木口の短辺、木口の長辺及び材長の順に記載しなければならない。 d) 乾燥処理 含水率の表示記号を表示する場合にあっては、次に定めるところによって記載しなければならない。 1) 仕上げ材にあっては、含水率が 15 % 以下のものは「SD15」と、20 % 以下のものは「SD20」と記載しなければならない。 2) 未仕上げ材にあっては、含水率が 15 % 以下のものは「D15」と、20 % 以下のものは「D20」と記載しなければならない。 3) 天然乾燥処理を施したものにあっては、「乾燥処理（天然）」と記載すること。 e) 保存処理 性能区分が、K1 のものにあっては「保存処理 K1」又は「保存 K1」と、K2 のものにあっては「保存処理 K2」又は「保存 K2」と、K3 のものにあっては「保存処理 K3」又は「保存 K3」と、K4 のものにあっては「保存処理 K4」又は「保存 K4」と、K5 のものにあっては「保存処理 K5」又は「保存 K5」と記載するほか、使用した木材保存剤を JAS 1083-1 の 5 の表 1 の中欄に掲げる薬剤名又は同表の右欄に掲げる薬剤の記号をもって記載しなければならない。 4.2.2 事項の表示の箇所 4.1 に規定する事項は、各本、各枚又は各束ごとに見やすい箇所に明瞭にしなければならない。 4.3 表示禁止事項 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。 a) 4.1 の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語 b) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示【削る】		に適合するものについて表示する場合にあっては、「まくら木用」と記載すること。 (3) 寸法 寸法の表示にあっては、木口の短辺、木口の長辺及び材長について、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位により、木口の短辺、木口の長辺及び材長の順に記載すること。 (4) 乾燥処理 含水率の表示記号を表示する場合にあっては、次に定めるところにより記載すること。 ア 仕上げ材にあっては、含水率が 15 % 以下のものは「SD 15」と、20 % 以下のものは「SD 20」と記載すること。 イ 未仕上げ材にあっては、含水率が 15 % 以下のものは「D 15」と、20 % 以下のものは「D 20」と記載すること。 ウ 第 4 条第 1 項の表表示の方法の項の (4) のウに同じ。 (5) 保存処理 第 4 条第 1 項の表表示の方法の項の (5) に同じ。 2 表示事項の項に規定する事項は、各本、各枚又は各束ごとに見やすい箇所に明瞭にしてあること。 表示禁止事項 第 4 条第 1 項の表表示禁止事項の項に同じ。																			
	2 前項の材面の品質の基準は、次のとおりとする。	<table> <tr> <th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">基 準</th></tr> <tr> <th>1 級</th><th>2 級</th></tr> <tr> <td>節(材面における欠け、きず及び穴を含む。)</td><td>径比が 30 % 以下であること。</td><td>径比が 60 % 以下であること。</td></tr> <tr> <td>丸 身</td><td>30 % 以下であること。</td><td>50 % 以下であること。</td></tr> <tr> <td rowspan="2">貫通割れ</td><td>木 口 木口の長辺の 1.5 倍以下であること。</td><td>木口の長辺の 2.0 倍以下であること。</td></tr> <tr> <td>材 面 材長の 1 / 6 以下であること。</td><td>材長の 1 / 3 以下であること。</td></tr> <tr> <td>曲 が り</td><td>木口の短辺及び木口の長辺が 75mm 以下のもの、又は木口の長辺が 75mm を超え、か</td><td>1.5 % 以下であること。</td></tr> </table>	区 分	基 準		1 級	2 級	節(材面における欠け、きず及び穴を含む。)	径比が 30 % 以下であること。	径比が 60 % 以下であること。	丸 身	30 % 以下であること。	50 % 以下であること。	貫通割れ	木 口 木口の長辺の 1.5 倍以下であること。	木口の長辺の 2.0 倍以下であること。	材 面 材長の 1 / 6 以下であること。	材長の 1 / 3 以下であること。	曲 が り	木口の短辺及び木口の長辺が 75mm 以下のもの、又は木口の長辺が 75mm を超え、か	1.5 % 以下であること。
区 分	基 準																				
	1 級	2 級																			
節(材面における欠け、きず及び穴を含む。)	径比が 30 % 以下であること。	径比が 60 % 以下であること。																			
丸 身	30 % 以下であること。	50 % 以下であること。																			
貫通割れ	木 口 木口の長辺の 1.5 倍以下であること。	木口の長辺の 2.0 倍以下であること。																			
	材 面 材長の 1 / 6 以下であること。	材長の 1 / 3 以下であること。																			
曲 が り	木口の短辺及び木口の長辺が 75mm 以下のもの、又は木口の長辺が 75mm を超え、か	1.5 % 以下であること。																			

附属書 A (規定) 下地用製材の標準寸法

A.1 下地用製材の標準寸法

下地用製材の標準寸法は、表 A.1 及び表 A.2 による。

表 A.1 ー下地用製材の標準寸法

木口の 短辺 mm	木口の長辺 mm															材長 m					
9					75		90	105	120	135	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00		4.00
12					75	80	90	105	120	135	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00
15					75		90	105	120	135	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00
18	36		45	55	75		90	105	120	135	150	180	210	240	270	300	1.82	2.00	3.00	3.65	4.00
21	36		45	55														2.00	3.00		4.00
24	36		45	55										(板類)			1.82	2.00	3.00	3.65	4.00
36	36		45															2.00	3.00	3.65	4.00
40		40			(角類)													2.00	3.00		4.00
45				55													1.82	2.00	3.00	3.65	4.00

表 A.2 ーまくら木用の標準寸法

						単位	cm
木口の短辺	木口の長辺					材長	
<u>12</u>	<u>15</u>	<u>18</u>				150, 180, 210, 220, 235, 240, 250,	
<u>14</u>			<u>20</u>	<u>23</u>		265, 270, 280, 295, 300, 310, 325,	
<u>15</u>		<u>18</u>		<u>23</u>	<u>30</u>	330, 340, 355, 360, 370, 385, 390,	
<u>18</u>			<u>20</u>			400, 420, 430, 450, 460, 480	
20			20	23			

つ、木口の短辺が 30mm 以下のもの		
上記以外の寸法の もの	0.5 %以下であること。	1.0 %以下であること。
そり (幅ぞりを含む。) 又はねじれ	軽微であること。	顕著でないこと。
腐朽、変色、入り皮、 やにつば、かび、あて その他の欠点	軽微であること。	顕著でないこと。

(注) この基準の判定は、不良面について行う。

【新設】

|

|

|

製材－第 6 部：広葉樹製材

Sawn Lumber — Part 6 : Hardwood Lumber

1 適用範囲

この規格は、製材のうち、広葉樹を材料とするものについて規定する。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、JAS 1083-1 による。

3 品質

3.1 材面の品質

3.1.1 ヤナギ科、ヤマモモ科、クルミ科、カバノキ科、ブナ科、ニレ科、クワ科、カツラ科、モクレン科、クスノキ科、マンサク科、バラ科、ミカン科、ツゲ科、モチノキ科、カエデ科、トチノキ科、ムクロジ科、シナノキ科、ツバキ科、ウコギ科、ミズキ科、カキノキ科、ハイノキ科、エゴノキ科及びモクセイ科の広葉樹製材

3.1.1.1 板類

表 1 の基準に適合しなければならない。

表 1－板類の材面の品質の基準

区分		基準 ^{a)}		
		特等	1 等	2 等
無欠点 材面	材面の面積が 0.5 m ³ 未満のもの	数が 1 個、かつ、無欠点 材面面積の合計面積が材 面の面積の 9/10 以上 であること。	数が 2 個、かつ、無欠 点材面面積の合計面積が材 面の面積の 2/3 以上で あること。	無欠点材面面積の合計面積 が材面の面積の 1/2 以 上であること。
	材面の面積が 0.5 m ³ 以上 1.0 m ³ 未 満のもの	数が 1 個、かつ、無欠 点材面面積の合計面積が材 面の面積の 9/10 以上 であること。	数が 2 個、かつ、無欠 点材面面積の合計面積が材 面の面積の 2/3 以上で あること。	無欠点材面面積の合計面積 が材面の面積の 1/2 以 上であること。
	材面の面積が 1.0 m ³ 以上のもの	数が 1 個、かつ、無欠 点材面面積の合計面積が材 面の面積の 9/10 以上 であること。	数が 3 個、かつ、無欠 点材面面積の合計面積が材 面の面積の 2/3 以上で あること。	無欠点材面面積の合計面積 が材面の面積の 1/2 以 上であること。
節（材 面にお ける欠 け、き ず、穴、 かなす じ及び	材面の面積 が 0.5 m ³ 未満のもの	ないこと。	長径が 30 mm 以下で あって、かつ、1 個以 下であること。ただし、 径比の最大が 40 % 以 下であること。	長径が 50 mm 以下で あること。
	材面の面積 が 0.5 m ³	長径が 30 mm 以下、 かつ、1 個以下。ただ	長径が 30 mm 以下で あって、かつ、2 個以	長径が 50 mm 以下で あること。

【新設】

【新設】

【新設】

(広葉樹製材の規格)

第 8 条 広葉樹製材の規格は、次のとおりとする。

区 分		基 準
品 質	材 面 の 品 質	第 2 項に規定するところによる。
	【新設】	

入り皮を含む。 以下この項において同じ。）	以上 1.0 m ³ 未満のもの	し、径比の最大が 40 % 以下。	下。ただし、径比の最大が 40 % 以下であること。	
	材面の面積が 1.0 m ³ 以上のもの	長径が 30 mm 以下であつて、かつ、2 個以下であること。ただし、径比の最大が 40 % 以下であること。	長径が 30 mm 以下であつて、かつ、3 個以下。ただし、径比の最大が 40 % 以下であること。	長径が 50 mm 以下であること。
丸身(りょう線の上に存する欠け及びきずを含む。)	木口の短辺	20 % 以下であること。	50 % 以下であること。	二
	木口の長辺	5 % 以下であること。	10 % 以下であること。	50 % 以下であること。
	材長	10 % 以下であること。	20 % 以下であること。	50 % 以下であること。
木口割れ		5 % 以下	10 % 以下	顕著でないこと。
目まわり		5 % 以下、かつ、材面又は材側のみに表れた目まわりがないこと。	10 % 以下、かつ、材面又は材側のみに表れた目まわりがないこと。	顕著でないこと。
干割れ		割れの長さが材面の面積の m ² の数の 25 倍の cm 以下	同左	顕著でないこと。
辺材（ならに限る。）		保存処理のうち性能区分が K1 である旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、材面の面積の 25 % 以下、かつ、木口の長辺の 1/3 以下。	保存処理のうち性能区分が K1 である旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、材面の面積の 50 % 以下。	二
曲がり	材長が 1.8 m 未満のもの	10 mm 以下であること。	15 mm 以下であること。	顕著でないこと。
	材長が 1.8 m 以上 2.4 m 未満のもの	15 mm 以下であること。	20 mm 以下であること。	顕著でないこと。
	材長が 2.4 m 以上 3.0 m 未満のもの	20 mm 以下であること。	25 mm 以下であること。	顕著でないこと。

<u>もの</u>			
<u>材長が 3.0 m 以上のもの</u>	<u>25 mm 以下であること。</u>	<u>30 mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>そり、幅ぞり又はねじれ</u>	<u>ないこと。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>波ぞり又は重曲</u>	<u>ないこと。</u>	<u>同左</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>変色又は粗雑なひき肌</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>利用上支障のないこと。</u>
<u>偽心（ぶなに限る。）</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>利用上支障のないこと。</u>
<u>虫穴</u>	<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>利用上支障のないこと。</u>
<u>心に近い部分</u>	<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>利用上支障のないこと。</u>
<u>目切れ</u>	<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>利用上支障のないこと。</u>
<u>腐朽</u>	<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>利用上支障のないこと。</u>
<u>その他の欠点</u>	<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>利用上支障のないこと。</u>
<u>注^{a)} 節、木口割れ、目まわり、干割れ、辺材（ならに限る。）、変色又は粗雑なひき肌、偽心（ぶなに限る。）、虫穴、心に近い部分、目切れ、腐朽及びその他の欠点の基準の判定は、不良面について行う。</u>			
<u>注^{b)} 木口の短辺が 21 mm 以上であって、特等及び 1 等に該当するものにあつては、他の材面に貫通した節（生き節及び抜けるおそれのない死節を除く。）は、許容しないものとする。</u>			

3.1.1.2 角類

表 2 の基準に適合しなければならない。

表 2－角類の材面の品質の基準

区分		基準 ^{a)}		
		特等	1 等	2 等
無欠点部分及び節	木口の短辺が 51 mm 未満のもの	節がないこと。	1) 4 材面無欠点部分の長さの合計が材長の 2/3 以上であつて、かつ、他の部分において長径が 30 mm 以下であること。 2) 3 材面無欠点であつて、かつ、他の	1) 4 材面無欠点部分の長さの合計が材長の 1/2 以上であること。 2) 材長方向に材を 60 cm ごとに区分した各部分（端数がある場合にあつては、これを除く。）

		材面において 30 mm 以下の節が材長方向に材を 60 cm ごとに区分した各部分（端数がある場合にあつては、これを除く。）につき 1 個以下であること。	のうち、3 材面無欠点であるものの長さの合計が材長の 1/2 以上であること。
		3) 材長方向に材を 60 cm ごとに区分した各部分（端数がある場合にあつては、これを除く。）につき 3 材面無欠点であつて、かつ、他の材面において 30 mm 以下の節が 1 個以下であること。	
木口の短辺が 51 mm 以上 80 mm 未満のもの	材長が 2.4 m 未満のものにあつては、節がないこと。材長が 2.4 m 以上のものにあつては、長径が 30 mm 以下であつて、かつ、数が 1 個以下であること。	1) 4 材面無欠点部分の長さの合計が材長の 2/3 以上であつて、かつ、他の部分において長径が 30 mm 以下であること。 2) 3 材面無欠点であつて、かつ、他の材面において 30 mm 以下の節が材長方向に材を 60 cm ごとに区分した各部分（端数がある場合にあつては、これを除く。）につき 1 個以下であること。 3) 材長方向に材を 60 cm ごとに区分	1) 4 材面無欠点部分の長さの合計が材長の 1/2 以上であること。 2) 材長方向に材を 60 cm ごとに区分した各部分（端数がある場合にあつては、これを除く。）のうち、3 材面無欠点であるものの長さの合計が材長の 1/2 以上であること。

			した各部分（端数がある場合にあっては、これを除く。）につき 3 材面無欠点であって、かつ、他の材面において 30 mm 以下の節が 1 個以下であること。	
木口の短辺が 80 mm 以上のもの	材長が 2.4 m 未満のものにあっては、長径が 30 mm 以下であって、かつ、数が 1 個以下であること。材長が 2.4 m 以上のものにあっては、長径が 30 mm 以下であって、かつ、数が 2 個以下であること。	1) 4 材面無欠点部分の長さの合計が材長の 2 / 3 以上であって、かつ、他の部分において長径が 50 mm 以下であること。 2) 3 材面無欠点であって、かつ、他の材面において 30 mm 以下の節が材長方向に材を 60 cm ごとに区分した各部分（端数がある場合にあっては、これを除く。）につき 1 個以下であること。 3) 材長方向に材を 60 cm ごとに区分した各部分（端数がある場合にあっては、これを除く。）につき 3 材面無欠点であって、かつ、他の材面において 30 mm 以下の節が 1 個以下であること。	1) 4 材面無欠点部分の長さの合計が材長の 1 / 2 以上であること。 2) 材長方向に材を 60 cm ごとに区分した各部分（端数がある場合にあっては、これを除く。）のうち、3 材面無欠点であるものの長さの合計が材長の 1 / 2 以上であること。	
丸身	10 % 以下であること。	20 % 以下であること。	50 % 以下であること。	
木口割れ	5 % 以下であること。	10 % 以下であること。	顕著でないこと。	

<u>目まわり</u>		<u>5 % 以下であること。</u>	<u>同左</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>干割れ</u>		<u>割れの長さが材面の面積の m² の数の 25 倍の cm 以下であること。</u>	<u>同左</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>曲がり</u>	<u>材長が 1.8 m 未満のもの</u>	<u>10 mm 以下であること。</u>	<u>15 mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	<u>材長が 1.8 m 以上 2.4 m 未満のもの</u>	<u>15 mm 以下であること。</u>	<u>20 mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	<u>材長が 2.4 m 以上 3.0 m 未満のもの</u>	<u>20 mm 以下であること。</u>	<u>25 mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	<u>材長が 3.0 m 以上のもの</u>	<u>25 mm 以下であること。</u>	<u>30 mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>虫穴</u>		<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと</u>
<u>変色又は粗雑なひき肌</u>		<u>極めて軽微であること。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>辺材（ならに限る。）</u>		<u>保存処理のうち性能区分が K1 である旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、3 材面において 30 % 以下であること。</u>	<u>保存処理のうち性能区分が K1 である旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、3 材面のにおいて 40 % 以下であつて、かつ、隣接 2 材面において 50 % 以下であること。</u>	<u>二</u>
<u>腐朽</u>		<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>その他の欠点</u>		<u>極めて軽微であること。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>注^{a)} 節、木口割れ、干割れ、虫穴、変色又は粗雑なひき肌、辺材（ならに限る。）、腐朽及びその他の欠点の基準の判定は、4 材面について行う。</u>				
<u>注^{b)} 特等及び 1 等にあつては、他の材面に貫通した節（生き節及び抜けるおそれのない死節を除く。）は、許容しないものとする。</u>				

3.1.2 3.1.1 に掲げる広葉樹製材以外の種類の広葉樹製材

3.1.2.1 板類

表 3 の基準に適合しなければならない。

表 3－板類の材面の品質の基準

区分	基準		
	特等	1 等	2 等
節	ないこと。	径比の最大が 10 % 以下であって、かつ、材長方向に材を 2 m ごとに区分した各部分（端数がある場合にあつては、これを含む。）につき 1 個以下。ただし、木口の短辺が 30 mm 未満であつて、かつ、木口の長辺が 120 mm 未満のものにあつては、ないこと。	径比の最大が 20 % 以下であって、かつ、材長方向に材を 2 m ごとに区分した各部分（端数がある場合にあつては、これを含む。）につき 3 個以下。ただし、木口の短辺が 30 mm 未満であつて、かつ、木口の長辺が 120 mm 未満のものにあつては、1 個以下。
丸身	5 % 以下であること。	10 % 以下であること。	20 % 以下であること。
木口割れ又は目まわり	5 % 以下であること。	10 % 以下であること。	20 % 以下であること。
干割れ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
曲がり、そり、幅ぞり又はねじれ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
虫穴	ないこと。	極めて軽微であること。	顕著でないこと。
腐朽（パンキーを含む。）	ないこと。	軽微であること。	顕著でないこと。
辺材（フタバガキ科に限る。）	ないこと。ただし、保存処理のうち性能区分が K1 である旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。	保存処理のうち性能区分が K1 である旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、材面の面積の 50 % 以下であること。	二
その他の欠点	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
注 * 節、木口割れ、干割れ、虫穴、腐朽（パンキーを含む。）、辺材（フタバガキ科に限る。）及びその他の欠点の基準の判定は、不良面について行う。			

3.1.2.2 角類

表 4 の基準に適合しなければならない。

表 4 一角類の材面の品質の基準

区分	基準		
	特等	1 等	2 等
節	ないこと。	1 材面に存するか又は 2 材面に存し、かつ、 径比の最大が 30 % 以下 であること。	1 材面に存するか又は 2 材面に存し、かつ、 径比の最大が 50 % 以下 であること。
丸身	5 % 以下であること。	10 % 以下であること。	20 % 以下であること。
木口割れ又は目まわり	5 % 以下であること。	10 % 以下であること。	20 % 以下であること。
干割れ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
曲がり、そり、幅ぞり又はねじれ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
虫穴	ないこと。	極めて軽微であること。	顕著でないこと。
腐朽（パンキーを含む。）	ないこと。	軽微であること。	顕著でないこと。
辺材（フタバガキ科に限る。）	ないこと。ただし、保存処理のうち性能区分が K1 である旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。	保存処理のうち性能区分が K1 である旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、3 材面において 40 % 以下。	＝
その他の欠点	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
注 * 節、木口割れ、干割れ、虫穴、腐朽（パンキーを含む。）、辺材（フタバガキ科に限る。）及びその他の欠点の基準の判定は、4 材面について行う。			

3.2 インサイジング（まくら木用を除く。）

インサイジングは、欠点とみなさない。ただし、その仕様は、製材の曲げ強さ及び曲げヤング係数の低下が 1 割を超えない範囲内とする。

3.3 保存処理（まくら木用を除く。）

保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、次に掲げる基準に適合しなければならない。

3.3.1 木材保存剤の種類

JAS 1083-1 の 5 に規定する木材保存剤によって保存処理が行われていなければならない。

3.3.2 浸潤度

インサイジング（まくら木用を除く。）

第 5 条第 1 項の表インサイジングの項に同じ。

保存処理（まくら木用を除く。）

第 4 条第 1 項の表保存処理の項に同じ。ただし、同項の (2) の表の注については、これに代えて、以下のとおりとする。

【新設】

【新設】

JAS 1083-1 の 7.2 浸潤度試験の結果、辺材部分及び心材部分の浸潤度（試験片の切断面が辺材部分のみ又は心材部分のみから成る場合にあっては、当該辺材部分又は心材部分の浸潤度）が、**表 5** の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる樹種区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。

表 5－浸潤度の基準

性能区分	樹種区分	基準
<u>K1</u>	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 90 % 以上
<u>K2</u>	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 20 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
<u>K3</u>	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
<u>K4</u>	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 10 mm までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15 mm（木口の短辺が 90 mm を超える製材にあっては、20 mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
<u>K5</u>	全ての樹種	辺材部分の浸潤度が 80 % 以上で、かつ、材面から深さ 15mm（木口の短辺が 90 mm を超える製材にあっては、20 mm）までの心材部分の浸潤度が 80 % 以上
<u>注^{a)}</u>	心材の耐久性区分 D ₁ の樹種は、ケヤキ、クリ、クスギ、ミズナラ、カブール、セラングンバツ、アピトン、ケンパス、ボンゴシ、イペ及びジャラとする。	
<u>注^{b)}</u>	心材の耐久性区分 D ₂ の樹種は、 <u>注^{a)}</u> に掲げる樹種以外のものとする。	

3.3.3 吸収量

JAS 1083-1 の 7.2 吸収量試験の結果、薬剤の吸収量が、**表 3** の左欄に掲げる性能区分及び中欄に掲げる使用した薬剤の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、複数の有効成分を配合したものについては、各有効成分が **JIS K 1570** に規定する配合比の最小値に**表 6** の基準値を乗じた値以上であって、かつ、各有効成分の合計が**表 6** の基準に適合しなければならない。

表 6－吸収量の基準

性能区分	使用した薬剤の種類	薬剤の記号	基準
<u>K1</u>	ほう素化合物系	<u>B</u>	ほう酸として 1.2 kg/m ³ 以上
<u>K2</u>	第四級アンモニウム化合物系	<u>AAC-1</u>	ジデシルジメチルアンモニウムクロリド（以下「DDAC」という。）として 2.3 kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	<u>ACQ-1</u>	酸化銅・N－アルキルベンジルジメチルアンモニウムクロリド（以下「BKC」という。）として 1.3 kg/m ³ 以上

【新設】

		<u>上</u>
	<u>ACQ-2</u>	<u>酸化銅・DDACとして1.3 kg/m³以上</u>
銅・アゾール化合物系	<u>CUAZ</u>	<u>酸化銅・シプロコナゾールとして0.5 kg/m³以上</u>
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	<u>BAAC</u>	<u>ほう酸・DDACとして1.6 kg/m³以上</u>
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	<u>SAAC</u>	<u>N, N-ジデシル-N-メチル-ポリオキシエチル-アンモニウムプロピオネート（以下「DMPAP」という。）・シラフルオフエンとして1.3 kg/m³以上</u>
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZNA</u>	<u>DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして1.2 kg/m³以上</u>
脂肪酸金属塩系	<u>NCU-E</u>	<u>銅として0.5 kg/m³以上</u>
	<u>NZN-E</u>	<u>亜鉛として1.0 kg/m³以上</u>
	<u>VZN-E</u>	<u>亜鉛・ペルメトリンとして1.3 kg/m³以上</u>
ナフテン酸金属塩系	<u>NCU-O</u>	<u>銅として0.4 kg/m³以上</u>
	<u>NZN-O</u>	<u>亜鉛として0.8 kg/m³以上</u>
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZN</u>	<u>シプロコナゾール・イミダクロプリドとして0.08 kg/m³以上</u>
K3 第四級アンモニウム化合物系	<u>AAC-1</u>	<u>DDACとして4.5 kg/m³以上</u>
銅・第四級アンモニウム化合物系	<u>ACQ-1</u>	<u>酸化銅・BKCとして2.6 kg/m³以上</u>
	<u>ACQ-2</u>	<u>酸化銅・DDACとして2.6 kg/m³以上</u>
銅・アゾール化合物系	<u>CUAZ</u>	<u>酸化銅・シプロコナゾールとして1.0 kg/m³以上</u>
ほう素・第四級アンモニウム化合物系	<u>BAAC</u>	<u>ほう酸・DDACとして3.2 kg/m³以上</u>
第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	<u>SAAC</u>	<u>DMPAP・シラフルオフエンとして2.5 kg/m³以上</u>
アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZNA</u>	<u>DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして2.4 kg/m³以上</u>
脂肪酸金属塩系	<u>NCU-E</u>	<u>銅として1.0 kg/m³以上</u>
	<u>NZN-E</u>	<u>亜鉛として2.0 kg/m³以上</u>
	<u>VZN-E</u>	<u>亜鉛・ペルメトリンとして2.5 kg/m³以上</u>
ナフテン酸金属塩系	<u>NCU-O</u>	<u>銅として0.8 kg/m³以上</u>
	<u>NZN-O</u>	<u>亜鉛として1.6 kg/m³以上</u>
アゾール・ネオニコチノイド化合物系	<u>AZN</u>	<u>シプロコナゾール・イミダクロプリドとして0.15kg/m³以上</u>
K4 第四級アンモニウム化	<u>AAC-1</u>	<u>DDACとして9.0 kg/m³以上</u>

	化合物系		
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・BKCとして5.2 kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	ACQ-2	酸化銅・DDACとして5.2 kg/m ³ 以上
	銅・アゾール化合物系	CUAZ	酸化銅・シプロコナゾールとして2.0 kg/m ³ 以上
	ほう素・第四級アンモニウム化合物系	BAAC	ほう酸・DDACとして6.4 kg/m ³ 以上
	第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物系	SAAC	DMPAP・シラフルオフエンとして5.0 kg/m ³ 以上
	アゾール・ネオニコチノイド化合物系	AZN	シプロコナゾール・イミダクロプリドとして0.30 kg/m ³ 以上
	アゾール・第四級アンモニウム・ネオニコチノイド化合物系	AZNA	DDAC・テブコナゾール・イミダクロプリドとして4.8 kg/m ³ 以上
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として1.5 kg/m ³ 以上
		NZN-E	亜鉛として4.0 kg/m ³ 以上
		VZN-E	亜鉛・ペルメトリンとして5.0 kg/m ³ 以上
	ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として1.2 kg/m ³ 以上
		NZN-O	亜鉛として3.2 kg/m ³ 以上
	クレオソート油	A	クレオソート油として80 kg/m ³ 以上
K5	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-1	酸化銅・BKCとして10.5 kg/m ³ 以上
	銅・第四級アンモニウム化合物系	ACQ-2	酸化銅・DDACとして10.5 kg/m ³ 以上
	脂肪酸金属塩系	NCU-E	銅として2.3 kg/m ³ 以上
	ナフテン酸金属塩系	NCU-O	銅として1.8 kg/m ³ 以上
	クレオソート油	A	クレオソート油として170 kg/m ³ 以上

3.4 含水率

3.4.1 人工乾燥処理を施した旨の表示をするものの含水率

人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、JAS 1083-1 の 7.1 含水率試験の結果、表 7 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下でなければならない。

表 7 人工乾燥処理を施したものの含水率の基準

	単位 %
区分	基準
D10 と表示するもの	10
D13 と表示するもの	13

3.4.2 天然乾燥処理を施した旨の表示をするものの含水率

天然乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、JAS 1083-1 の 7.1 含水率試験の結果、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が、30 % 以下でなければならない。

3.5 寸法

表示された寸法と測定した寸法との差が、表 8 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に

含水率	<u>1</u> 人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、<u>別記の 3 の(1)の含水率試験の結果</u>、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が、<u>表 13 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。</u> <u>表 13</u> 人工乾燥処理を施したものの含水率の基準 <table><tr><th>区 分</th><th>基 準</th></tr><tr><td>D 10 と表示するもの</td><td>10 %</td></tr><tr><td>D 13 と表示するもの</td><td>13 %</td></tr></table> <u>2</u> 第 4 条第 1 項の表含水率の項の 2 に同じ。	区 分	基 準	D 10 と表示するもの	10 %	D 13 と表示するもの	13 %
区 分	基 準						
D 10 と表示するもの	10 %						
D 13 と表示するもの	13 %						
寸 法	表示された寸法と測定した寸法との差が、<u>表 14 の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。</u><u>ただ</u>						

掲げる数値以下でなければならない。なお、広葉樹製材のうち、3.1.1 に掲げるものの標準寸法は附属書 A の表 A.1 のとおりとし、3.1.2 に掲げるものの標準寸法は附属書 A の表 A.2 のとおりとする。

表 8 一寸法の許容差

			単位	mm
区分			表示された寸法と測定した寸法との差	
木口の短辺及び木口の長辺			+制限なし	− 0
耳付材	木口の短辺	1.5cm 未満	+制限なし	− 0.5
		1.5cm 以上	+制限なし	− 1.0
	木口の長辺 ^{a)}		+制限なし	− 1.0
材長			+制限なし	− 0
注^{a)} 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が 6 cm 未満のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺とし、それ以外のものにあつては材長方向の中央部における上辺及び下辺の平均値とする。				
注^{b)} まくら木用と表示するものにあつては、その標準寸法を 附属書 A の表 A.3 のとおりとし、表示された寸法と測定した寸法との差は、 表 8 によらず、それぞれ± 5 mm とする。				

4 表示

4.1 表示事項

- a) 次に掲げる事項が表示しなければならない。
- 1) 樹種名
 - 2) 等級
 - 3) 寸法
 - 4) 製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者。以下同じ。）の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字
- b) 乾燥処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、4.1a)に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示しなければならない。
- c) 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、4.1a)及び 4.1b)に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示しなければならない。
- d) 東に表示する場合にあつては、4.1a)から 4.1c)までに規定するもののほか、入り数を表示しなければならない。

4.2 表示の方法

4.2.1 事項の表示

表示事項の項の 4.1a)1)から 3)まで、4.1b)及び 4.1c)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法に

し、耳付材にあつては、同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「− 0」とあるのは、「− 1.0」（木口の短辺が 1.5cm 未満のものにあつては、木口の短辺のみ「− 0.5）」と読み替えるものとする。なお、広葉樹製材のうち、第 2 項(1)に掲げるものの標準寸法は別表 5 のとおりとし、第 2 項(2)に掲げるものの標準寸法は別表 6 のとおりとする。

表 14 寸法の許容差 (単位 : mm)

区 分	表示された寸法と測定した寸法との差
木口の短辺及び木口の長辺	+制限なし − 0
材 長	+制限なし − 0

- (注) 1 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が 6 cm 未満のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺とし、それ以外のものにあつては材長方向の中央部における上辺及び下辺の平均値とする。
- 2 まくら木用と表示するものにあつては、その標準寸法を別表 4 のとおりとし、表示された寸法と測定した寸法との差は、表 14 によらず、それぞれ± 5 mm とする。

表 示 事 項

示

- 1 次に掲げる事項が表示してあること。
- (1) 樹種名
 - (2) 等級
 - (3) 寸法
 - (4) 製造業者又は販売業者の氏名又は名称その他製造業者又は販売業者を表す文字
- 2 乾燥処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、1に規定するもののほか、含水率の表示記号を表示してあること。
- 3 保存処理を施した旨の表示がしてあるものにあつては、1及び 2に規定するもののほか、性能区分及び使用した薬剤を表示してあること。
- 4 東に表示する場合にあつては、1から3までに規定するもののほか、入り数を表示してあること。

表 示 の 方 法

1 表示事項の項の 1の(1)から(3)まで、2及び3に掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

よって行われていなければならない。

a) **樹種名** 最も一般的な名称をもって記載しなければならない。

b) **等級** 3.1.1 及び 3.1.2 の表の右欄に掲げる等級に応じ、それぞれ、「特等」、「1 等」又は「2 等」と記載しなければならない。ただし、次に掲げる材種にあっては、次に定めるとおりとする。

- 1) 耳付材に該当するものにあっては、「特等（耳付）」、「1 等（耳付）」又は「2 等（耳付）」と記載しなければならない。
- 2) まくら木用として表示する場合にあっては、「特等（まくら木用）」、「1 等（まくら木用）」又は「2 等（まくら木用）」と記載してもよい。なお、材面の品質の基準に適合しないものであって寸法の基準に適合するものについて表示する場合にあっては、「まくら木用」と記載しなければならない。

c) **寸法** 木口の短辺、木口の長辺及び材長について、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位によって、木口の短辺、木口の長辺及び材長の順に記載しなければならない。

d) **乾燥処理** 含水率の表示記号を表示する場合にあっては、次に定めるところによって記載しなければならない。

- 1) 人工乾燥処理を施したもののうち、含水率が 10 % 以下のものは「D10」と、13 % 以下のものは「D13」と記載しなければならない。
- 2) 天然乾燥処理を施したものにあっては、「乾燥処理（天然）」と記載すること。

e) **保存処理** 性能区分が、K1 のものにあっては「保存処理 K1」又は「保存 K1」と、K2 のものにあっては「保存処理 K2」又は「保存 K2」と、K3 のものにあっては「保存処理 K3」又は「保存 K3」と、K4 のものにあっては「保存処理 K4」又は「保存 K4」と、K5 のものにあっては「保存処理 K5」又は「保存 K5」と記載するほか、使用した木材保存剤を JAS 1083-1 の 5 の表 1 の中欄に掲げる薬剤名又は同表の右欄に掲げる薬剤の記号をもって記載しなければならない。

4.2.2 事項の表示の箇所

4.1 に規定する事項は、各本、各枚又は各束ごとに見やすい箇所に明瞭にしなければならない。

4.3 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- a) 4.1 の規定によって表示してある事項の内容と矛盾する用語
- b) その他品質を誤認させるような文字、絵その他の表示

【削る】

- (1) 樹種名
最も一般的な名称をもって記載すること。
- (2) 等級
第 2 項の表の右欄に掲げる等級に応じ、それぞれ、「特等」、「1 等」又は「2 等」と記載すること。ただし、次に掲げる材種にあっては、次に定めるとおりとする。
 - ア 耳付材に該当するものにあっては、「特等（耳付）」、「1 等（耳付）」又は「2 等（耳付）」と記載すること。
 - イ まくら木用として表示する場合にあっては、「特等（まくら木用）」、「1 等（まくら木用）」又は「2 等（まくら木用）」と記載することができる。なお、材面の品質の基準に適合しないものであって寸法の基準に適合するものについて表示する場合にあっては、「まくら木用」と記載すること。
- (3) 寸法
寸法の表示にあっては、木口の短辺、木口の長辺及び材長について、ミリメートル、センチメートル又はメートルの単位により、木口の短辺、木口の長辺及び材長の順に記載すること。
- (4) 乾燥処理
含水率の表示記号を表示する場合にあっては、次に定めるところにより記載すること。
 - ア 人工乾燥処理を施したもののうち、含水率が 10 % 以下のものは「D 10」と、13 % 以下のものは「D 13」と記載すること。
 - イ 第 4 条第 1 項の表表示の方法の項の(4)のウに同じ。
- (5) 保存処理
第 4 条第 1 項の表表示の方法の項の(5)に同じ。

2 表示事項の項に規定する事項は、各本、各枚又は各束ごとに見やすい箇所に明瞭にしてあること。

表 示 禁 止 事 項

第 4 条第 1 項の表表示禁止事項の項に同じ。

2 前項の材面の品質の基準は、次のとおりとする。

(1) ヤナギ科、ヤマモモ科、クルミ科、カバノキ科、ブナ科、ニレ科、クワ科、カツラ科、モクレン科、クスノキ科、マンサク科、バラ科、ミカン科、ツゲ科、モチノキ科、カエデ科、トチノキ科、ムクロジ科、シナノキ科、ツバキ科、ウコギ科、ミズキ科、カキノキ科、ハイノキ科、エゴノキ科及びモクセイ科の広葉樹製材

ア 板類

区 分		基 準		
		特 等	1 等	2 等
無欠点裁面	材面の面積が 0.5 m ³ 未満のもの	数が1個であって、かつ、無欠点裁面の合計面積が材面の面積の9／10以上であること。	数が2個であって、かつ、無欠点裁面の合計面積が材面の面積の2／3以上であること。	無欠点裁面の合計面積が材面の面積の1／2以上であること。
	材面の面積が 0.5 m ³ 以上 1.0 m ³ 未満のもの	数が1個であって、かつ、無欠点裁面の合計面積が材面の面積の9／10以上であること。	数が2個であって、かつ、無欠点裁面の合計面積が材面の面積の2／3以上であること。	無欠点裁面の合計面積が材面の面積の1／2以上であること。
	材面の面積が 1.0 m ³ 以上のもの	数が1個であって、かつ、無欠点裁面の合計面積が材面の面積の9／10以上であること。	数が3個であって、かつ、無欠点裁面の合計面積が材面の面積の2／3以上であること。	無欠点裁面の合計面積が材面の面積の1／2以上であること。
節（材面における欠け、きず、穴、かなすじ及び入り皮を含む。以下この項において同じ。）	材面の面積が 0.5 m ³ 未満のもの	ないこと。	長径が 30mm 以下であって、かつ、1個以下であること。ただし、径比の最大が 40 %以下であること。	長径が 50mm 以下であること。
	材面の面積が 0.5 m ³ 以上 1.0 m ³ 未満のもの	長径が 30mm 以下であって、かつ、1個以下であること。ただし、径比の最大が 40 %以下であること。	長径が 30mm 以下であって、かつ、2個以下であること。ただし、径比の最大が 40 %以下であること。	長径が 50mm 以下であること。
	材面の面積が 1.0 m ³ 以上のもの	長径が 30mm 以下であって、かつ、2個以下であること。ただし、径比の最大が 40 %以下であること。	長径が 30mm 以下であって、かつ、3個以下であること。ただし、径比の最大が 40 %以下であること。	長径が 50mm 以下であること。
丸 身	木口の短辺	20 %以下であること。	50 %以下であること。	二
	木口の長辺	5 %以下であること。	10 %以下であること。	50 %以下であること。
	材 長	10 %以下であること。	20 %以下であること。	50 %以下であること。
木口割れ（材面における割れを含む。以下この項において同		5 %以下であること。	10 %以下であること。	顕著でないこと。

<u>じ。)</u>				
<u>目 ま わ り</u>		<u>5 %以下であって、かつ、材面又は材側のみに表れた目まわりがないこと。</u>	<u>10 %以下であって、かつ、材面又は材側のみに表れた目まわりがないこと。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>干 割 れ</u>		<u>割れの長さが材面の面積のm²の数の25 倍のcm 以下であること。</u>	<u>同左</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>辺材 (ならに限る。)</u>		<u>保存処理のうち性能区分がK 1 のものを施した旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、材面の面積の25 %以下であって、かつ、木口の長辺の1 / 3 以下であること。</u>	<u>保存処理のうち性能区分がK 1 のものを施した旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、材面の面積の50 %以下であること。</u>	<u>二</u>
<u>曲 が り</u>	<u>材長が 1.8 m 未満のもの</u>	<u>10mm 以下であること。</u>	<u>15mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	<u>材長が 1.8 m 以上 2.4 m 未満のもの</u>	<u>15mm 以下であること。</u>	<u>20mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	<u>材長が 2.4 m 以上 3.0 m 未満のもの</u>	<u>20mm 以下であること。</u>	<u>25mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	<u>材長が 3.0 m 以上のもの</u>	<u>25mm 以下であること。</u>	<u>30mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>そり、幅ぞり又はねじれ</u>		<u>ないこと。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>波 ぞ り 又 は 重 曲</u>		<u>ないこと。</u>	<u>同左</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>変色又は粗雑なひき肌</u>		<u>極めて軽微であること。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>偽心 (ぶなに限る。)</u>		<u>極めて軽微であること。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
<u>虫 穴</u>		<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>利用上支障のないこと。</u>
<u>心 に 近 い 部 分</u>		<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>利用上支障のないこと。</u>
<u>目 切 れ</u>		<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>利用上支障のないこと。</u>

腐	朽	<u>ないこと。</u>	<u>と。</u> 極めて軽微であるこ <u>と。</u>	<u>と。</u> 利用上支障のないこ <u>と。</u>
そ	他	<u>ないこと。</u>	<u>と。</u> 極めて軽微であるこ <u>と。</u>	<u>と。</u> 利用上支障のないこ <u>と。</u>

(注) 1 節、木口割れ、目まわり、干割れ、辺材（ならに限る。）、変色又は粗雑なひき肌、偽心（ぶなに限る。）、虫穴、心に近い部分、目切れ、腐朽及びその他の欠点の基準の判定は、不良面について行う。

2 木口の短辺が 21mm 以上であって、特等及び 1 等に該当するものにあつては、他の材面に貫通した節（生き節及び抜けるおそれのない死節を除く。）は、許容しないものとする。

イ 角類

区 分		基 準		
		特 等	1 等	2 等
無 欠 点 部 分 及 び 節	材面の短辺が 51mm 未満のも の	節がないこと。	1 4材面無欠点部分 の長さの合計が材長 の2／3以上であつ て、かつ、他の部分 において長径が 30mm 以下であるこ と。 2 3材面無欠点であ つて、かつ、他の材 面において 30mm 以下の節が材長方向 に材を 60cm ごとに 区分した各部分（端 数がある場合にあつ ては、これを除く。） につき1個以下であ ること。 3 材長方向に材を 60cm ごとに区分し た各部分（端数があ る場合にあつては、 これを除く。）につ き3材面無欠点であ つて、かつ、他の材 面において 30mm 以下の節が1個以下	1 4材面無欠点部分 の長さの合計が材長 の1／2以上である こと。 2 材長方向に材を 60cm ごとに区分し た各部分（端数があ る場合にあつては、 これを除く。）のう ち、3材面無欠点で あるものの長さの合 計が材長の1／2以 上であること。

[illegible]

			<u>区分した各部分（端数がある場合にあっては、これを除く。）につき1個以下であること。</u> <u>3 材長方向に材を60cm ごとに区分した各部分（端数がある場合にあっては、これを除く。）につき3材面無欠点であって、かつ、他の材面において 30mm 以下の節が1個以下であること。</u>	<u>上であること。</u>
丸	身	<u>10 %以下であること。</u>	<u>20 %以下であること。</u>	<u>50 %以下であること。</u>
木	口 割 れ	<u>5 %以下であること。</u>	<u>10 %以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
目	ま わ り	<u>5 %以下であること。</u>	<u>同左</u>	<u>顕著でないこと。</u>
曲 が り	材長が 1.8 m 未満のもの	<u>10mm 以下であること。</u>	<u>15mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	材長が 1.8 m 以上 2.4 m 未満のもの	<u>15mm 以下であること。</u>	<u>20mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	材長が 2.4 m 以上 3.0 m 未満のもの	<u>20mm 以下であること。</u>	<u>25mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	材長が 3.0 m 以上のもの	<u>25mm 以下であること。</u>	<u>30mm 以下であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
虫	穴	<u>ないこと。</u>	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	変色又は粗雑なひき肌	<u>極めて軽微であること。</u>	<u>軽微であること。</u>	<u>顕著でないこと。</u>
	辺材（ならに限る。）	<u>保存処理のうち性能区分がK 1 のものを施した旨の表示がしてあるもの</u> <u>にあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、3材面において 30 %以下であるこ</u>	<u>保存処理のうち性能区分がK 1 のものを施した旨の表示がしてあるもの</u> <u>にあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、3材面において 40 %以下であつ</u>	二

	と。	て、かつ、隣接2材面において 50 %以下であること。	
腐 朽	ないこと。	極めて軽微であること。	利用上支障のないこと。
そ の 他 の 欠 点	ないこと。	極めて軽微であること。	利用上支障のないこと。

(注) 1 節、木口割れ、虫穴、変色又は粗雑なひき肌、辺材（ならに限る。）、腐朽及びその他の欠点の基準の判定は、4材面について行う。

2 特等及び1等にあつては、他の材面に貫通した節（生き節及び抜けるおそれのない死節を除く。）は、許容しないものとする。

(2) (1)に掲げる広葉樹製材以外の種類の広葉樹製材

ア 板類

区 分	基 準		
	特 等	1 等	2 等
節	ないこと。	径比の最大が 10 %以下であつて、かつ、材長方向に材を 2 mごとに区分した各部分（端数がある場合にあつては、これを含む。）につき 1 個以下であること。ただし、木口の短辺が 30mm 未満であつて、かつ、木口の長辺が 120mm 未満のものにあつては、ないこと。	径比の最大が 20 %以下であつて、かつ、材長方向に材を 2 mごとに区分した各部分（端数がある場合にあつては、これを含む。）につき 3 個以下であること。ただし、木口の短辺が 30mm 未満であつて、かつ、木口の長辺が 120mm 未満のものにあつては、1 個以下であること。
丸 身	5 %以下であること。	10 %以下であること。	20 %以下であること。
木口割れ又は目まわり	5 %以下であること。	10 %以下であること。	20 %以下であること。
干 割 れ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
曲がり、そり、幅ぞり又はねじれ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
虫 穴	ないこと。	極めて軽微であること。	顕著でないこと。
腐朽（パンキーを含む。）	ないこと。	軽微であること。	顕著でないこと。
辺材（フタバガキ科	ないこと。ただし、保	保存処理のうち性能区	二

に限る。)	保存処理のうち性能区分がK 1のものを施した旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。	分がK 1のものを施した旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、材面の面積の50 %以下であること。	
そ の 他 の 欠 点	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。

(注) 節、木口割れ、干割れ、虫穴、腐朽（パンキーを含む。）、辺材（フタバガキ科に限る。）及びその他の欠点の基準の判定は、不良面について行う。

イ 角類

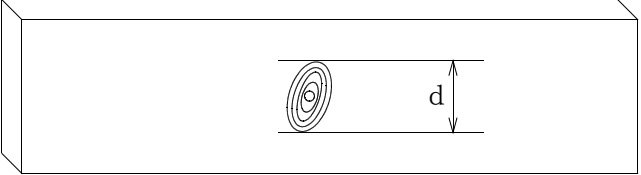
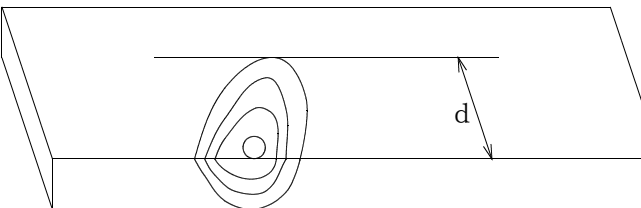
区 分	基 準		
	特 等	1 等	2 等
節	ないこと。	1材面に存するか又は2材面に存し、かつ、径比の最大が30 %以下であること。	1材面に存するか又は2材面に存し、かつ、径比の最大が50 %以下であること。
丸 身	5 %以下であること。	10 %以下であること。	20 %以下であること。
木口割れ又は目まわり	5 %以下であること。	10 %以下であること。	20 %以下であること。
干 割 れ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
曲がり、そり、幅ぞり又はねじれ	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。
虫 穴	ないこと。	極めて軽微であること。	顕著でないこと。
腐朽（パンキーを含む。）	ないこと。	軽微であること。	顕著でないこと。
辺材（フタバガキ科に限る。）	ないこと。ただし、保存処理のうち性能区分がK 1のものを施した旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。	保存処理のうち性能区分がK 1のものを施した旨の表示がしてあるものにあつては、辺材があつてもよい。ただし、その他のものにあつては、3材面において40 %以下であること。	二
そ の 他 の 欠 点	極めて軽微であること。	軽微であること。	顕著でないこと。

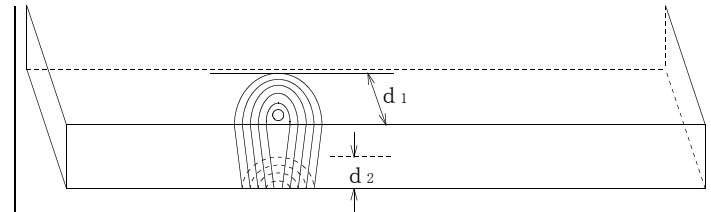
【削る】

と。
(注) 節、木口割れ、干割れ、虫穴、腐朽（パンキーを含む。）、辺材（フタバガキ科に限る。）及びその他の欠点の基準の判定は、4材面について行う。

(測定方法)

第9条 第4条から前条までの規定における次の表の左欄に掲げる事項の測定方法は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、構造用製材を除き、延びに係る部分は、これを除いて測定する。

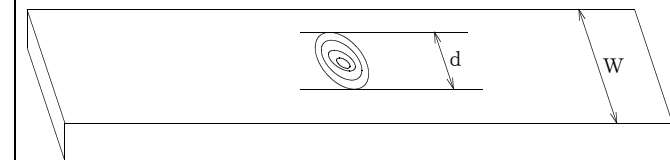
事 項		測 定 方 法
節	節の径及び径比	1 板類及び角類（たいこ材を除く。）の節の径及び径比は、次に定めるところによる。 (1) 節の径の測定方法は、以下のとおりとする。 ア 節の径は、節の存する材面の材長方向のりょう線に平行なその節の2接線間の距離とする。(図1) ただし、その節が1本又は2本のりょう線によって切られている場合にあつては、そのりょう線と接線との距離又はその幅とする。(図2)  図1 節の径  図2 2材面にまたがるものの節の径 イ 構造用製材及び下地用製材において、連続して隣接2材面又は3材面に存するものについては、節の横断面のみを対象とする。(図3)



(注) d_1 及び d_2 をそれぞれの節の横断面とする。

図3 節が連続して3材面に存する場合

(2) 節の径比は、原則として節の存する材面の幅に対する節の径の割合(図4)とし、以下のとおりとする。

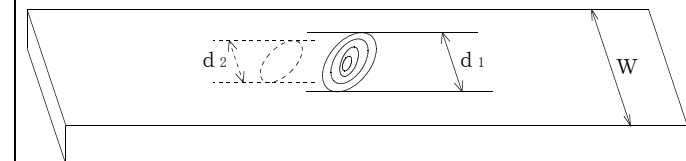


(注) 節の径比 (%) = $d/W \times 100$

図4 節の径比

ア 甲種Ⅰ、乙種構造材及び下地用製材の節の径比は、以下のとおりとする。

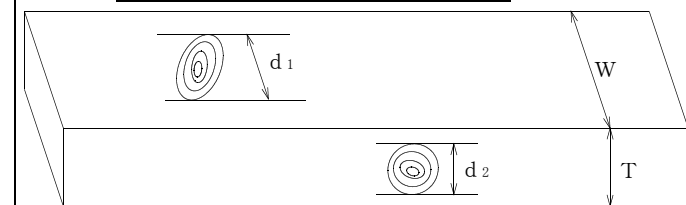
(イ) 木口の短辺が 36mm 未満のものにあつては、広い材面の節のみを対象に径比を求めるものとし、広い材面の両面の径比のうち最大値とする。(図5)



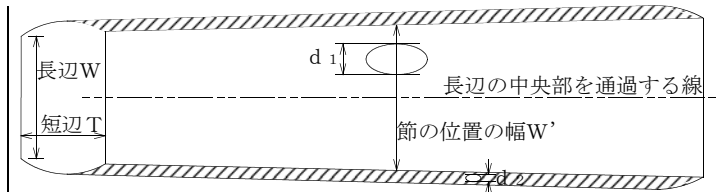
(注) $d_1 > d_2$ の場合、節の径比 (%) = $d_1/W \times 100$

図5 木口の短辺が 36mm 未満の材の節の径比

(イ) 木口の短辺が 36mm 以上のものにあつては、各材面における節の径比うち最大値とする。(図6)



(注) d_1 の径比 (%) = $d_1/W \times 100$ 又は d_2 の径比 (%) = $d_2/T \times 100$



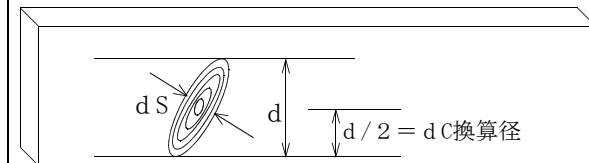
(注) 節の径が、 d_1 及び d_2 の場合、径比は、以下のとおりである。

$$\text{平面の材面の節の径比 (\%)} = d_1 / W' \times 100$$

$$\text{平面以外の材面の節の径比 (\%)} = d_2 / T \times 100$$

図 8 たいこ材の節の径及び径比

4 構造用製材、下地用製材及び第 8 条第 2 項の (2) に規定する広葉樹製材において、節の径が短径の 2.5 倍以上ある場合は、その実測した節の径の $1/2$ とみなす。(図 9)



(注) d = 節の径 dS = 短径 $d \geq dS \times 2.5$

換算径 $dC = d/2$ となる。

図 9 節の径が短径の 2.5 倍以上ある場合

5 造作用製材及び第 8 条第 2 項の (1) に規定する広葉樹製材における節の長径の測定方法並びに造作用製材及び広葉樹製材の節の個数の換算は、次に定めるところによる。

(1) 節の長径は、節ばかまを除いた部分における最大の径とする。(図 10)

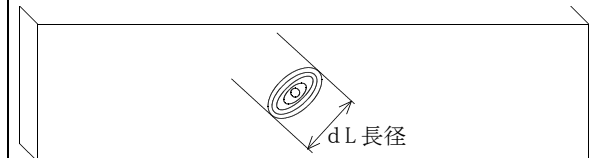
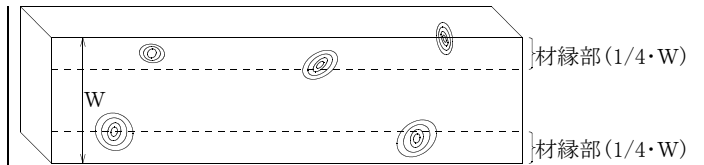


図 10 長径

(2) 造作用製材の節の個数の換算は、以下のとおりとする。(図 11)

ア 上小節の長径の限度 10mm の $1/2$ (5 mm) 以下のものの数は、2 個を 1 個と、 $1/4$ (2.5mm) 以下のものの数は、4 個を 1 個とみなすこととし、端数がある場合はその端数を 1 個とする。

イ 小節の長径の限度 20mm の $1/2$ (10mm) 以下のものの数は、2 個を 1 個と、 $1/4$ (5 mm) 以下のものの数は、4 個を 1 個とみなすこととし、端数がある場合はその端数を 1 個とする。



(注) 節の心が材縁部にあるもの全てが材縁部の節となる。

図 13 材縁部の節の位置

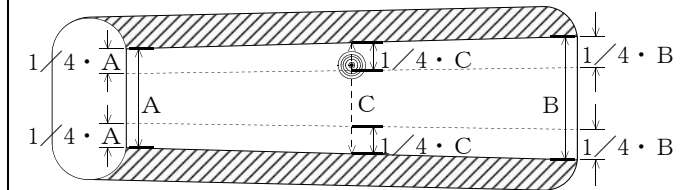
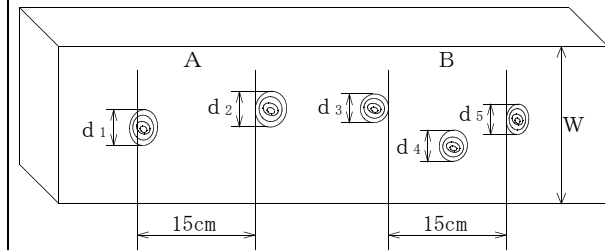


図 14 たいこ材の材縁部の節

2 甲種Ⅱにおいて木口の形状が正方形のものにあつては、4材面ともに広い材面の制限値を適用する。

集中節径比

1 集中節径比は、材長方向に対して 15cm の距離の材面に存する節に係る径比の合計のうち最大のものとする。(図 15) なお、円柱類にあつては、集中節径比が最大となるよう材面を決定する。



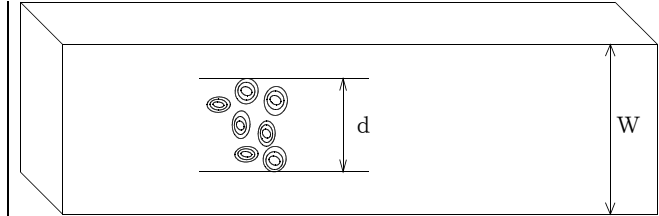
(注) 15cm 区間に係る全ての節を集中節とし、A 又は B のいずれか大きい方を集中節径比とする。

$$A \text{ の集中節径比 } (\%) = (d_1 + d_2) / W \times 100$$

$$B \text{ の集中節径比 } (\%) = (d_3 + d_4 + d_5) / W \times 100$$

図 15 集中節径比

2 節が群生しているものにあつては、その部分を 1 個の節とみなす。(図 16)



(注) 集中節径比 (%) = $d / W \times 100$

図 16 群生型の集中節径比

無欠点裁面、4材面
無欠点部分及び3材
面無欠点部分

1 板類の無欠点裁面とは、3に掲げる欠点がない材面の部分であって、かつ、次に掲げる幅及び長さ又は面積の方形のものをいう。この場合において、幅は材長方向に直角に、長さは材長方向に平行に測定する。

(図 17)

(1) 特等及び1等にあつては、幅が 10cm 以上、長さが 60cm 以上又は幅が 8 cm 以上、長さが 90cm 以上とする。なお、幅は 1 cm 単位、長さは 10cm 単位とし、単位未満は切り捨てるものとする。

(2) 2等にあつては、幅が 8 cm 以上で面積が 480cm²以上とする。

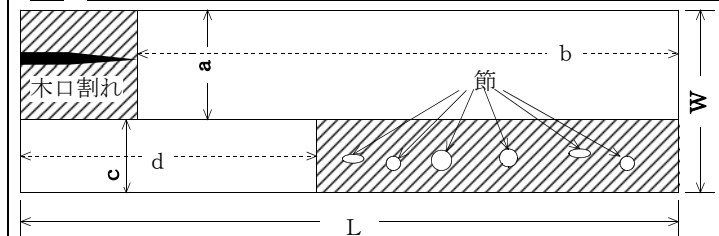


図 17 無欠点裁面の例

2 角類の4材面無欠点部分とは、4材面において3に掲げる欠点がない材の部分であって、かつ、長さ 60cm 以上のものをいい (図 18)、3材面無欠点部分とは、3材面において、3に掲げる欠点がないものをいう。(図 19)

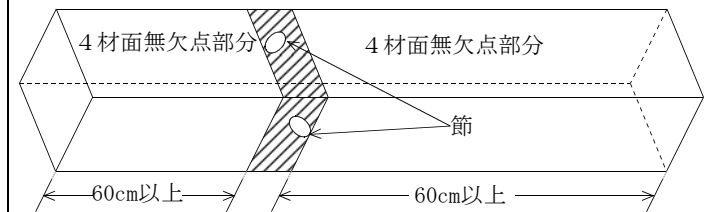
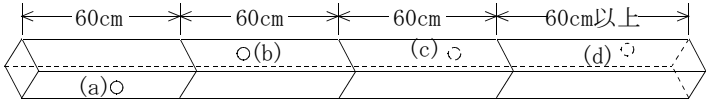
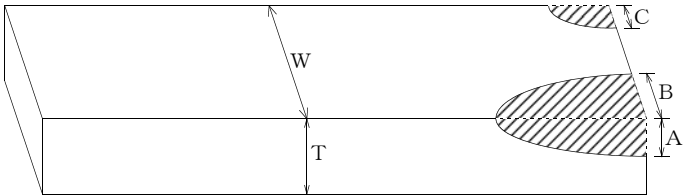
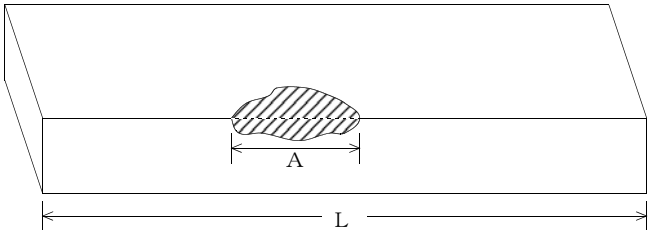
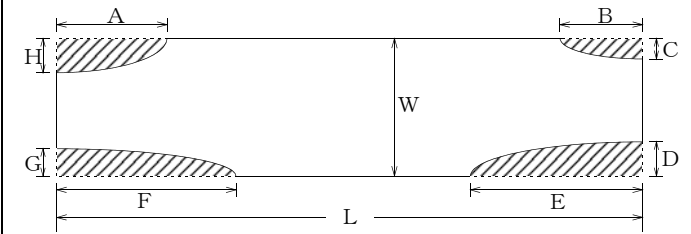


図 18 4材面無欠点部分

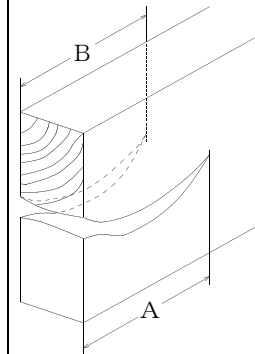
		 <u>図 19 3材面無欠点部分</u> <u>3 節、そり、幅ぞり、波ぞり、重曲、ねじれ、丸身、木口割れ、目まわり、干割れ、虫穴、目切れ、腐朽等</u>
丸	身	<u>1 木口の短辺又は長辺の丸身は、丸身の存する木口の短辺又は木口の長辺に対する丸身の幅の割合のうち最大のものとする。(図 20)</u>  <u>(注) 1 木口の短辺の丸身 (%) = $A / T \times 100$</u> <u>2 木口の長辺の丸身 (%) = $(B + C) / W \times 100$</u> <u>図 20 木口の短辺、木口の長辺の丸身</u> <u>2 材長の丸身は、材長に対する丸身の長さの割合とする。(図 21)</u>  <u>(注) 材長の丸身 (%) = $A / L \times 100$</u> <u>図 21 材長の丸身</u> <u>3 材面における丸身の長さは、材面の一縁に2個以上あるときはその合計、材面の両縁にあるときは各縁における合計のうちいずれか大きいものによる。(図 22)</u>



- (注) 1 材長の丸身が、 $A + B < E + F$ とした場合
材長の丸身 (%) は、 $(E + F) / L \times 100$ となる。
- 2 短辺又は長辺の丸身が、 $H + G > C + D$ とした場合
短辺又は長辺の丸身 (%) は、 $(H + G) / W \times 100$ となる。

図 22 2 個以上の丸身がある場合

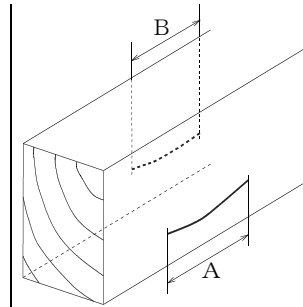
割れ貫通割れ 木口 木口面における貫通割れの長さは、両材面における材端からの貫通割れの長さの平均とする。なお、両木口に貫通割れがある場合には、構造用製材にあつては両木口のうち最長のものの長さとし、造作用製材及び下地用製材にあつては各木口のうち最長のものの長さの合計とする。(図 23)



- (注) 割れの長さ = $(A + B) / 2$

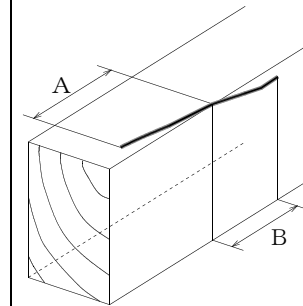
図 23 木口の貫通割れ

材面 材面における貫通割れの長さは、両材面における貫通割れの長さの平均とする。同一の材面に 2 個以上の貫通割れがある場合には、構造用製材にあつては最も長いものの長さとし、下地用製材にあつては各貫通割れの長さの合計とする。(図 24 及び図 25) なお、円柱類における貫通割れは、複数の材面の割れが製材の内部でつながっているものをいい、貫通割れが複数ある場合には、その割れが最大限含まれるよう材面を決定し、これを同一の材面の割れとして計算する。(図 26)



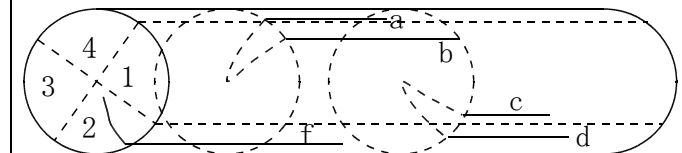
(注) 割れの長さ = $(A + B) / 2$

図 24 相対材面の貫通割れ



(注) 割れの長さ = $(A + B) / 2$

図 25 隣接材面の貫通割れ



(注) 「 $a \cdot b$ 」、「 $c \cdot d$ 」の割れが内部でつながっている場合、それぞれを材面の貫通割れとして見るができるように、材面を決定し、「 $a \cdot b$ 」の割れの長さの平均と「 $c \cdot d$ 」の割れの長さの平均のうち、いずれか長いものにより等級を判定する。

なお、 f の割れは貫通割れではなく単なる材面割れであることから欠点としては取り扱わない。

図 26 円柱類の貫通割れ

材面の短小割れ

造作用製材における材面の短小割れの長さは、その合計の長さとする。

(図 27)